

日本女子大学史資料集 第五—八

日本女子大學校規則

〔昭和六年一一月—昭和九年〕

日本女子大学史資料集 第五一(八)

日本女子大學校規則

〔昭和六年一一月—昭和九年〕

「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成された規則と、創立から昭和六年度まで各年度で用いられた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」～「日本女子大学史資料集第五一七」で復刻した。これに続く昭和六年一月より昭和九年七月に印刷されている規則を復刻する。「昭和六年十一月」、「昭和七年十月」、「昭和八年九月」、「昭和九年十月」に印刷された規則はいずれも次年度の入学志願者に向けて印刷された募集要項にあたる。資料の出處は、大学事務部門倉庫等より成瀬記念館に移された資料群である。

解説

本誌は一九三一（昭和六）年一一月から三四四年一〇月までに印刷された四年度分の規則を掲載する。一九三〇年代初めは、言論統制と戦争に向かう時期である。一九二五（大正一四）年に男子普通選挙法とともに制定された治安維持法は一九二八年に改正され、社会主義、共産主義への取り締まりが強められていく。一九三一年九月に柳条湖事件が起り、日本はここより長い戦争の時代に突入する。人々の生活に戦時色が色濃くにじむのはまだしばらく先となるが、人々の思想、言論、行動の自由への弾圧は増し、長引く不況のもとでの閉塞感は深まつていく。

一九三一年七月、文部省は省内に学生思想問題調査委員会を、三四四年六月には思想局を設置した。本校でも毎年の学事年報に「本校ノ教育主義方針ヲ徹底セシムヘク出来得ル限りノ努力ヲ払ヒ居レリ然レトモ近來社会

ノ風潮ニ伴ヒ思想的悪宣伝者流ノ誘惑ニ乗セラレ問題ヲ起シタルコト一、二アリ」（一九三一年度）「人格陶冶國家觀念ノ養成ニ一層注意ヲ払ヒタル結果思想傾向ハ極メテ穩健トナリ非常時ヲ体得シ質実ノ氣風漲り報國犠牲共同奉仕ノ念ノ旺盛ナルニ至レルハ洵ニ喜フベキ現象ナリトス」（一九三四年度）と記されているように、思想問題に対する意識が過敏となっていたことは否めない。

前誌で詳述したように、一九三〇（昭和五）年度をもつて「大学令」に準じた程度の学科内容を持つ「高等学部・大学本科」の入学者募集は停止され、三一年度からは「専門科各学部」（家政学部第一類・第二類、国文学部、英文学部、社会事業学部）のみの募集となつた。とはいへ、一九二七年度から三〇年度にかけて入学した高等学部生の大学本科への進学と修学は保障されたため、三三年度までは大学本科の入学者がいる。

第三代校長として三一年四月に渋沢栄一が就任し、七月に学則を印刷した（「日本女子大学史資料集第五一七」参照）。しかし一月一一日に急逝したため、次の校長に井上秀が推挙されて就任した。井上秀は本校第一回家政学部卒業生でその後家政学部教授、渋沢校長時代は学監を務めていた。卒業生が校長となることは創立者成瀬仁蔵の遺志であつた（『日本女子大学校四拾年史』）。井上校長就任直後に印刷された規則が資料一である。

次頁の表は一九三〇年から三五年の入学志願者及び入学者数の推移である。長引く不況のために全体的に志願者の数は減つている。同じ家政学部でも第一類よりも第二類の志願者数の減少の幅が小さいのは、二類の卒業生には家事科の中等学校教員の無試験検定資格が授与されたため、高等女学校の教員への道が開かれていたからである。因みに専門科の国文学部の卒業生は国語、英文学部は英語の中等教員無試験検定資格を受けることができた。

入学志願者数・入学者数推移

(1930年度～35年度)

単位:人

一九三五年度 (昭和一〇)	一九三四年度 (昭和九)	一九三三年度 (昭和八)	一九三二年度 (昭和七)	一九三一年度 (昭和六)	一九三〇年度 (昭和五)	一九二九年 (昭和四)	
家政学部一類	家政学部二類	社会事業学部 (家政学部三類)	国文学部	英文学部	高等学部	大学本科	
113 107	78 69	151 120	161 117	142 86	273 163		
208 157	182 153	237 151	273 157	266 154	290 143		
38 24	43 39	27 25	20 11	26 16	27 17		
111 73	94 71	110 68	139 78	191 88	250 106		
93 53	74 51	79 53	123 62	148 71	158 72		
—	—	—	—	—	—	69 50	
—	—	6 6	13 13	19 17	59 55		

そうしたなかで、一九三三年度の社会事業学部の志願者数は前年度を大きく上回っているが、そこには学部の名称変更と修業年限短縮という大きなからくりがあった。

上段・志願者数、下段・入学者数　『学事年報』より作成

社会事業学部は大正デモクラシー期の一九二一（大正一〇）年に社会の期待を担つて誕生したが、前述したように昭和に入つて左翼運動が弾圧されるようになると、「社会」あるいは「社会事業」の名称は社会主義と混同して誤解を受けるようになった。学部を継承維持するために「何とか社会事業の真意を理解せしめそれを最

もよく表わす所の適切妥当なる名称」への変更を協議したものとの名案には至らず「家政学部第三類」となった。

さらに「従来は四ヶ年制をとつてきたが、これは多少長き失する嫌いなきか。四ヶ年を二ヶ年に充実短縮することは不可能であろうか。近時三ヶ年制により相当の成績を納めている事例が多々ある…」との声も学部内であがつた。その結果、修業年限を三か年に、社会事業家としての専門的知識獲得する人のために一か年の研究科を設置すると改革し、三三年度入学者から適用した。履修科目、履修学年、時数が大幅に改正された。新たに家政学系列の科目の履修が加えられたのに引きかえ、経済思想史・近世産業史・社会政策・産業福利・労働法制・職業指導・家族研究といった科目の記載がなくなつた。これらの科目は、「社会教育ニ志ス者」「社会改善ニ対スル理解ヲ主トスル者」に必須の科目であつた（資料二 四七～四九頁参照）。しかし過去一〇年間の社会事業学部卒業生の活動状況は、「指導的立場に就くよりも寧ろ社会技手即統率者の手足となつて働く場合が多く、「乳児や病人や老人をハンドルし取扱つて行く場合、実際上の知識、技術の力が足りないことを痛感して」いた。学部の教育方針は施設や事業で「ヘッドたるべき地位に立ち、その統制、指導管理に當る者の養成」であつたが、現場では指導者よりも即戦力として働く人物が必要とされていたのである。こうした事情も反映して新しいカリキュラムは「従来の社会事業理論に家政学を加え理論と実際との両方面から実力をつけ」るよう構成された（『日本女子大学社会福祉学科五十年史』）。

英文学部は一九三四年度から入学者選考の方法を変更した。本学の入学者選考は志願者の出身校校長が記した「学業成績證明書」と「人物考定書」、「体格検査書」による書類で行われていたが、英文学部のみ「英語訳解・和文英訳・書取・発音・会話」の試験を追加していた。同年度からは英語の試験を「英文和訳、英作文」と負担を軽くし、代わりに「国語（本年度は邦語作文のみを課す）」の試験を課した。また、受験生の不便を考

慮して、東京のほか札幌・函館・仙台・新潟・名古屋・大阪・広島・熊本・台北・大連・奉天・京城でも受験できるように変更した（資料三）。

一九三一年度から三三年度にかけて印刷された「日本女子大学校学則」は、教職員名の入れ替わりなどはあるものの、内容はほとんど変わらず、「大学本科・高等学部」と「専門科」の両規則が掲載されている。三二年度末に高等学部の学生が全員卒業し、三三年度末に大学本科最初の卒業生二九名が送り出されると、大学本科の在籍者は僅か十数名となつた。三四年度には前者の規則は省略され、専門科各学部とこれから繋がる研究科だけの規則書に掲載となつた。冊子表題は『日本女子大学校学則』から『日本女子大学校要覽』へと改められ、冊子前半の随所で文章が書き改められた。全体に戦争の時代に向かう変化がうかがえる内容となつてゐる。

例えば「本校の沿革」の後段、かつて皇族が来校したことを、一九三三年度には「本校の光榮たるのみに止まらず帝国女子高等教育に対する無上の御奨励と謂つべく感奮措く能はざるところなり」と表現していたが（資料三）、三四年度は「本校無上の光榮たるのみに止まらず、實に皇國の女子教育に対する御奨励、御助成の深き思召に外ならぬものと拝され、学校感荷、御懿旨の奉戴に励精し、皇恩の万一に応へまつることを心掛けてゐる」と記されている（資料四）。「教育の目標」も「各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自励性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標」（資料三）から「教育勅語の御趣旨を奉戴し、健美淳美なる性格を具へて眞に人の母たるべき女性の育成と、母性愛の実現拡充に依る理想の家庭及び国家社会の建設進展とに、教育究竟の目標をおき」（資料四）とされた。

井上秀校長が就任してから四年目、早くも「皇國」の文字が登場し、政府の求める「母性」が教育の目標と

されるようになった。天皇の神格化と権威化が推し進められる時代の状況が、本校の規則書を通して理解できる。

一 「日本女子大学校学則」（昭和七年度募集用）

- 大きさは 22×15 cm。全頁五六頁、うち五四頁から五六頁が「入学志望者心得」となっている。天地、左右をカットした。
- 表紙には「昭和六年十一月印刷」と印刷。

・昭和六年度より本校学制変更の結果高等学部（文科、理科）は同年度以降生徒を募集せざるを以て従つて本科（文科_{国文学部}、英文学部_{理科}、家政学部_{理・化学部}）は昭和十年度に卒業するものを以て最終とするも実質的には之れを継承して同年度より専門科各学部（家政、国文、英文）の研究科を開始す」と記された小紙が挟まれている。

・専門科各学部各学科課程表に就て（ 36×1 cm、片面印刷一枚）が挟まれているが、四二頁第十一條～四九頁までに記されている事項を一枚にまとめたものなので、本誌では省略する。

二 「日本女子大学校学則」（昭和八年度募集用）

- 大きさは 22×15 cm。全頁五六頁、うち五四頁から五六頁が「入学志望者心得」となっている。天地、左右をカットした。
- 表紙には「昭和七年十月印刷」と印刷。

・評議員が前年度の一五名より九名増加して二四名となり、新しく六名の卒業生（星野芳枝、東門千代、

大橋広、岡野隆、上中八重野、志賀もと) が評議員となつた(九・一〇頁)。

三 「日本女子大学校学則」〔昭和九年度募集用〕

- ・大きさは 22×15 cm。全頁五七頁、うち五四頁から五七頁が「入学志願者心得」となつてゐる。天地、左右をカットした。

表紙には「昭和八年九月印刷」と印刷。

- ・これまでの専門科英文学部、家政学部第二類、国文学部に加え、本科理学科家政学部、化学部、文学科国文学部卒業生にも中等学校教員の無試験検定がうけられることになつた(一一頁)
- ・第八章専門科に新しく家政学部第三類が入り、社会事業学部はなくなつた。それに伴い、該当箇所条項が書きかえられた(四一～五三頁)。

・入学志願者心得より、「本科入学志願者」の条項がなくなつた。

- ・英文学部は入学試験の方法変更に伴い、別紙英文学部入学志願者心得が挟まれた。試験内容の程度の記載のほかに、「書取及び会話は試験を課せざるも入学後直に必要なるを以て予め相当準備し置かれだし」と注が付けられた。

四

- ・「日本女子大学校要覽」「昭和一〇年度用」
- ・大きさは 22×15 cm。三七頁。天地、左右をカットした。
- ・表紙には「昭和九年十月印刷」と印刷。
- ・表題が「日本女子大学校学則」から「日本女子大学校要覽」に変わったほか、目次が付くなど冊子の体裁が変わつた。

- ・本校の沿革、教育の要旨等が大幅に変わった。
- ・本校学生在籍数（昭和九年四月卅日現在）が記されている。

（大門泰子）

昭和六年十一月印刷

日本女子大學校學則

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者故校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來前校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強経費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦四千四百八十二名に達せり。本校が此の如き發展を遂げ得たるは、實に有志の深甚なる助力と、世間の理解ある同情とに依ると共に、畏くも皇室の優渥なる恩澤に化治育成せられたるもの多大なりとす。即ち開校の年三十四年九月には 皇后陛下(昭憲皇太后)特別の恩召を以て御下賜金を忝くし、大正六年四月には 皇后陛下(皇太后陛下)の行啓を仰ぎ奉り、同年三月には 皇后陛下(皇太后陛下)の恩召により再び御下賜金を拜受し、同十三年十月には重ねて 皇后陛下(皇太后陛下)の行啓を仰ぎ、昭和三年四月三たび 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉りたる外、東宮妃殿下、内親王殿下、各宮妃殿下、女王殿下の台臨を賜はりたること數次に及び、又秋季運動會には近年殆ど宮妃殿下、女王殿下の台臨を忝くするを例とせり、是れ啻に本校の光榮たるのみに止まらず帝國女子高等教育に對する無上の御獎勵と謂つべく感奮措く能はざるところなり。かくして本校は創立當初の目的を達成せんが爲に、時代の推移に伴ひ學制々度の改善數次に及び漸次綜合大學實現の機運を促進することに努めつゝあり。

一、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる疎あるを免れず况んや僅々三年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燐爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の難妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大體に接して變化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶対に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設く

るものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對する責任を完ふし尙進んでして如何なる貢献を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面的教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性的の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性的發揮は實に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理

本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするには必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之によりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣

人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強ぶるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任するものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純真なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の fundamental principle として又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濶測として活動し各人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尙有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自修を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を奨励し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に講説讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむとして毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任するも其活動をして有功ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するもの、外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舍二十一高等女學寮舍一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家庭を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修

練せしむ

○訓育の方針　學校に於ても寮舍に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然に適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育　體育は本校教育の中心學生々活の統一人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戯競技等の體育を獎勵するのみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漿らし國民全體の體力健康の増進に貢献せしめんことを期す

三 本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 產

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まる、資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人成立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持経費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び他の収益

二 入學金授業料及び他の雜收入

三 経費指定の寄附金

四 如何なる場合と雖も資産の元本を以て維持経費に充つることを許さず

第五條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第六條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第七條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第八條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を嘱託す

第九條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定嘱託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定嘱託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を嘱託す

第十條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十一條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

文學博士
爵 男

久松古河本河虎之助
井上山原亦房太郎
塘上準之助
村上秀助
井之上助
井上助

五、本校の現在組織

○本校の現在組織は左の如し



同 研 究 科 國家
英 文 學 文學 部 部 修業年限一ヶ年

附屬高等女學校 修業年限五ヶ年

附屬豐明小學校 尋常科

附屬豐明幼稚園 滿四歲より六歳まで

○特典 専門科英文學部家政學部第二類及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験検定を受くることを得ず 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免 許 學 科

一、英文學部 英語

一、家政學部第二類 家事

國語

六、本校教職員

職 員

教授教員 (イロハ順)

醫學博士

井	塘	織
井	上	上
上	通	秀
秀	大	夫

教 授 發生學、解剖學
同 家政學(本科理學部長)

校 長 常任理事
會計主事

一一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

婦人衛生化學	裁縫、手藝園藝	衛生	英文學	家族問題、婦人問題、母親擁護事業
漢文學	國語、國文學		國語、國文學	國史、東洋史
		防貧救貧事業		防貧救貧事業
倫理學			倫理學	
青年女子ノ研究				
文藝思潮、文學演習				
和歌				
家庭衛菌學、生物學(家政學部長、高等學部長)				
家庭、料理				
榮養學				
倫理學				
英語				
英語				

小大大大大茅茅千友戸西橋林服石石石犬飯今岩
山原島森岡野枝田岡本部原川原飼島井田
じ橋野儀輪虎惠他佐
ゆ恭正憲薦太高貞之進之房久助忠貞正
ん子徳太枝廣雅郎浩彦三助吉海助雄郎熊み夫省道

四

文學士

バチエラード、オブ、アーツ

卷之三

文學傳記

卷之三

文學博士

醫學

文學傳記

文學博士

文獻

文選

文學

卷之三

英語	獨逸語
生理學	
社會政策、勞資問題、工場法	
兒童研究	
社會事業、兒童保全事業	
美學	
支那文學	
病人食餌	
宗教史	
社會心理學	
哲學	
宗教哲學	
國語、國文學	
法制經濟	
保健學	
言語學	
漢文學	
英語、英文學	
英文學	

バチエラード、オブ、アーヴィング

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

社會衛生	數學	圖畫
心理學	近代教育史	民族衛生
家庭物理	變態心理學、缺陷	
形態美學		
細菌學		
料理		
物理學		
佛語		
農村問題		
建築裝飾		
西洋史		
漢文學		
英語		
英語		
數學		
衣服原料		
シエクスピア研究		

社會衛生
數學
圖畫
民族衛生
心理學
近代教育史
變態心理學、
缺陷不良兒問題

文學博士 博士 博士 文學博士 理學 博士 博士

文學士 理學士 文學士 醫學博士 理學士
文學士 理學士 文學士 文學博士 文學博士
文學士 文學士 文學士 文學博士 文學博士
文學士 文學士 文學士 文學博士 文學博士

齋齋酒山佐佐佐赤淺手小今近小小高古古藤富
藤井竹藤藤松塚藤熊林良屋屋田士
藤宮久野南和虎外川
俊十直堅功寛秀か次耕之澄ト芳正次
勇吉代重節司一次量鑒ね瀧郎藏助兄三雄齋郎游

同 同 同 同 同 同 同 同 助 教 授
 生 物 學 操 事 事 理 法
 體 操 學 球 球 法
 家 家 家 家 料 料 球 球
 體 化 學 球 球 計 計
 國 文 學 語 語 球 球
 英 語 英 語 (社會事業學部長)
 育 兒 學 球 球
 球 球
 英 學、英 文 學
 社 會 學、英 語 (社會事業學部長)
 國 文 學
 英 語、英 文 學 (英 文 學 部 長)

パチエラード、オブ、アーツ
 マスター、オブ、アーツ
 マスター、オブ、アーツ
 文 學 士
 理 學 士
 醫 學 博 士
 文 學 士
 法 學 博 士

野恒氏河若芦上藤高鈴妹森東弘久上正島島白鹽菊
 一六
 口吉家上原澤田田桑木尾 田松代田 井澤池
 つ壽さ千りハで秀數譽由潜た重矩昌武
 た隆子わ富代う貞ナる實樹子己一の淑祐信郎貞一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教
員
博 生 家 家 家 洋 化 料 物 家 家 化 國 家 物 家 家 家 洋 洋 看 護
物理 事 事 裁 學 理 理 事 事 學 語 事 理 事 事 事 裁 裁 法

一七 河 高 笠 津 木 綱 和 大 伊 笠 石 矢 中 戸 河 木 柴 小 直 丹 高 小
野 橋 井 本 下 島 山 澤 藤 井 森 口 村 野 村 原 谷 竹 理 羽 木 塚
ア 憲 た け 夜 千 き 順 の 千 孝 君 サ 年 ク ミ な よ み 浪
イ 子 け 季 い 子 枝 子 子 ぶ 代 子 子 操 ダ 代 ニ チ ミ し ょ 路

同 同 嘱 同 同 同 同 同 同 同 同 英 言 教 授 嘱 託 同 同 同 同 同 同
託 教 師 研究所員
家庭黴菌

化 料 料 和 學 理 理 裁

ビ 唱 零
ア ノ 歌

篠 大 今 水 小 牧 渡 赤 川 中 野 吉 米 吉 岸 濱 島 杉 中 村 堀 小
野 山 井 野 笠 邊 井 田 辻 宮 岡 田 江 田 名 山 村 桐 上 内 沼
靜 珠 慶 義 理 靜 ふ 初 ま 和 富 登 か 勤 絹 富 フ 節 ミ
江 子 松 子 子 泰 久 枝 じ 枝 つ 歌 江 美 の 子 子 エ 子 ヨ

同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者	同 指導者				
寮監兼指導者	寮監兼指導者	寮監兼指導者	寮監兼指導者	寮監兼指導者(指導主任)									
寮監、指導者													

上 丹 藤 淀 小 出 大 澱 正 手 藤 田 羽 田 野 山 野 岡 野 田 塚 原 り よ さ ゆ り 蔦 か 千 う し 貞 い ん う 枝 信 淑 ね 代 益 吉 駿 子 野 し 茂 子 孝 子	青 酒 永 海 湿 近 兒 多 安 一 柳 井 井 老 美 藤 島 富 達 宮 澤 正 郁 繁 よ 文 久 道 益 吉 駿 子 野 し 茂 子 孝 子
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

寮監兼指導者 同 指導者 審監兼指導者 同 指導者

若戸石福關河榮巖井西安山柴木野菅直小大氏若芦
林野森澤 村木居上川東原谷原見理竹原家原澤
村かヨ山支
照千ほ貞サ三正シ兎幸ク年フ那なミ恭壽千
子操代る子ダ浦榮コ美子鶴ニ代ジ子みチ子子富代

指導者 同 同 同 審 同 同 同 同 指導者 審監兼指導者 審監兼指導者 審監兼指導者
指導者 監 指導者 審監兼指導者 審監兼指導者 審監兼指導者 審監兼指導者

中長北吉瀧横庄津木鍛春石平片泉船阿前伊安栗中
二一 桐友川川口山田本下治木川井山橋部原藤藤栖村
富鶴梅眞道喜さけ清ヨ國士初美ツ宮麗順き妙君子
子子子澄代和だ季い子子子枝代代ネ子子子へ子子

顧問 同圖 同會 同教 執務 紣監兼指導者
同書 同計 同務

校事
務員
醫

醫學博士

前矢二岡岩末齋齋海上主津飯中高本
田木村井光藤藤原野藤塚村倉並
浩謙つさ守千次於た照太キち春
園藏三よを伊代郎夏道か睦雄郎子づ江

日本女子大學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

第二章 通 則

第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第三條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第四條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

第二 入學、在學

第五條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第六條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第七條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歴書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし
(用紙美濃紙)

入學願書

本籍府市區町番地

現住所府市區町番地

華士族平民何某
姉妹

何 生 年 月 日 誰

年 月 日

私儀御校何科何學部(又は高等學部)(文科或は理科)へ入學仕度候間學業成績其他御考查の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

誰@

日本女子大學校長氏名殿

(用紙
濃紙)

履歴書

本籍
府市區町
縣郡村
番地

華士族平民何某
河女
姉妹

何
誰

誰

一生年月
一生年月
一轉住地
一現住所
一兩親の有無
一父兄の職業
一何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業
一何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す
一右之通に候也
一年月日
一賞罰
一右
一何
一誰④

第八條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし
第九條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第十條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十一條 保證人死亡又は第九條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十二條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十三條 特別の事情ありて入寮する能はざるものには父兄若しくは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

第三 退學、休學

第十四條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十五條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、 疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十六條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ヶ年以内休學することを得

第十七條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

第四 卒業

第十八條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す
卒業者には卒業證書を授與す

第五 檢定料、入學料及授業料

第十九條 本校に入學を志願する者は第三章第一條該當者を除きては左の證銘及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第二十條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第一十一條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓専門科研究科金百拾圓專門科金九拾四圓とす
第一十二條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回數 期 間 本科、専門科 研究科 高等學部 專門科

第一期 四月十五日迄 金四拾五圓 金四拾圓 金參拾四圓

第二期 九月十五日迄 金四拾五圓 金四拾圓 金參拾四圓

第三期 一月十五日迄 金貳拾圓 金貳拾圓 金貳拾六圓

第一十三條 一旦納付したる學費は之を還付せず

第一二十四條 休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十五條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

第三章 本 科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一本校高等學部を卒へたる者

一本校専門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一本校高等學校令に依る女子専門學校本科を卒へたる者

一本校高等科を卒へたる者

一高等女學校の高等科を卒へたる者
一中等教員の免許狀を有する者（專門學校入學資格）にして本校に於て適當と認めたる者
以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

本條によりて入學せしめたる者は一年間實踐倫理を課す

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔證衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は證衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選擇學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験検定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては参考科目を加ふ

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 児童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服裝研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各部科目並に每週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及每週學修時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
生 理 學	二	二	二
實 驗 學	二	二	二
食 品 化 學	二	二	二
食 糧 品 學	二	二	二
實 驗	二	二	二

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	榮養學
									二			二
										二		二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第二部

必修科目

兒 童 心 理 學	婦人科醫學及衛生	實 驗	小 兒 診 斷	實 驗	小 兒 榮 養	實 驗	小 兒 保 育	實 驗	小 兒 科 醫 學	實 驗	遺 傳 及 優 種 學	實 驗	胎 生 學	解 剖 學	實 驗	生 理 學	
							三					二		二	二		二
						一						一					二
						一		二	二								
二	二	二	二														

			實驗	研究	個性	實驗	
選擇科目	家庭教育研究	家政學概論	個性研究	實驗	實驗	研究	選擇科目
生消 活費 經濟及研 究	住住 宅構造 及衛生研 究	同織被物 實原材 料	食料 品取締 研究規 範	特種教 具童謡 研規	玩童話 人保護 理研究	變態心 人保護 理問題	病醫化 理化學 學題學 題學規
三	三	三	二	二	二	二	二
							每週學修時數
							二
							一

社會事業概論

二

二

二

社會會學

二

教育學及教授法

二

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を

學修することを得

但し参考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一単位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の単位となすことあるべし

第八條 學生は毎學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して

之に合格したるものをして卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

第一學年

學修期間

每週時數

每週回數

必修科目	一年	四年	二	一
理論及無機化學第一部	一年	一年	二	一
有機化學第一部	一年	一年	二	一
分析化學	一年	一年	二	一

燃	染	色	特	必	修	植	鑄	化	選	理	有	理	有	理	無	必	無	分	物	
料	養	染	別	問	科	物	物	學	論	機	論	機	論	機	機	化	修	機	分	析
及	化	化	化	題	科	物	物	學	擇	化	化	化	化	化	化	學	科	化	化	理
電	化	實	實	目	第	學	學	史	目	學	學	學	學	學	學	第	二	學	實	實
					三				(甲)	實	實	驗	驗	驗	驗	第二	部	部	部	學
																二	二	二	二	學
																二	二	二	二	年
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	年
年	年	年	年	間	隨	時														

二二二 | 二二二 | 一二二三三二 | || 四

三四

| | | | | | | 五五 | | | | | 五五 |

選擇科目(ニ)
膠藥細物化學

一年

二年

一
一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず
第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものを以て卒業者とす

第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

國文學部
英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一)國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(1)言語學概論(1)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(1)宗教學(1)宗教哲學(1)宗教心理學(1)比較宗教學(1)
哲學(1)支那哲學(1)心理學(1)倫理學(1)美學、美術史(1)國史學(1)教育學概論(1)教授法(1)社會學
(1)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二) 英文 學部
必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)
美學、美術史(一)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)

國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を

學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲示す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲する者は特に攻究せんとする事項を具し當該科長を經て校長に願出づべし、校長は當該科の議を經て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歴書を添付して願出づべし

前項の履歴書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を撰定して學力検定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學満期の後研究の必要に依り引き續き在學せんと欲する者は當該科長を經て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の状況及び成績を記載したる報告書を指導教員を經て當該科長に差

出
す
べ
し

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學一年以上を經たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむる合格したる時は校長之に證明書を授與す

第七章 高等學部

第一條 高等学部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第三章 高等學部を分けて文科及理科と高
等學部の參議三限は三三二十一

第四條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す。

一修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一専門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

科 目	學年及每週學習時數	第一學年			第二學年			第三學年		
		漢文	國語	實踐倫理	漢文	國語	實踐倫理	漢文	國語	實踐倫理
		二	二	二						
		二	二	二						
		二	二	二						

科 目		實踐倫理	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	數學	心理及論理	哲學	法制及經濟	自然科學	體操	計
學年	及每週學修時數	二	一〇	(四)	(四)	(四)	二	二	二	二	二	二	(一六〇)
第一 學 年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	(一六〇)
第二 學 年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	(一六〇)
第三 學 年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	(一六〇)

一、第一外國語は英語とす
一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第六條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

計															
(二一九)		二		二				二		二					
(二一九)		二						二		二		三		三	
(二一九)		二								四		四			
(二一八)		二								五		二			

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 各學年の課程修了及卒業は各科目的試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第八章 専門科

第一條 専門科は女子に適質なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす

第二條 専門科に左の諸學部を置く

家政學部第一類

家政學部第二類

國文學部

英文學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす

第四條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考查の上各學部第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

第五條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基基礎科目とす

第六條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

實踐倫理

二

體操

第七條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目及其每週學修時數左の如し

心理學

二

第一學年

美術史	憲法民法大意	英語	經濟學	及主基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
					五	三	二	一
二	二	二	二	二	三	三	三	三
					一	一	一	一

家政學部第一類

- 倫理學二二二
哲學學二二二
宗教哲學學二二二
公民學一一一
社會事業學部は演習に於て公民學を課す
- 第八條 主專攻科目は學生が主力を注いて學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻科目に必要な豫備知識を授くる科目とす
- 第九條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て一年以上に亘り毎週三時間以上專攻する聯絡ある一團の科目とす
- 第十條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす
- 第十一條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其每週學時數左の如し
但し卒業後家政學部第二類に於ては家事、國文學部に於ては國語、英文學部に於ては英語の中等教員無試驗檢定を受けんとする者は在學中教育學、教授法の二科目を選擇し學修することを要す

科 理	學政家						家庭 衛生 學	家庭 微生物 學	家庭 化學 學	家庭 物理 學	
	家庭 管理 演習	經濟 及管 理	養老 及看 護	育兒	食物 研 究	住居 研 究	衣 服 研 究	家 庭 教 育	兒 童 心 理	生 理 學	
三									二	二	二
三									二	一	二
三									二		

家政學部第二類

國文學部

第一學年							
第二學年							
第三學年							
中世國文學	近世國文學	現代國文學	法文修辭	作文	國文學概論	國語學概論	英語
二	三			一	二		五
二	三					二	五
二	二			二			三
							三

學	
科	學
計	食物研究
理	養老及看護
一七	經濟及管理
三	
一七	
三	
一六	
一三	八

英 文 學 部

及主 基專 攻科 科目						第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語	英語	英語	英語	國語	英語				
書讀	發音	作文	文典	讀解	語	二	七	二	五
取方	音	文	典	解					三

計	本邦思想史	有職故實	支那文學史	漢文	國文學史	上代國文學
				三		
一六						
一八	二			二	二	
一六		二		二	二	一
一三			二	二	二	二

社會事業學部

近世產業史	經濟思想史	日本思想史	統計學	憲法民法大意	經濟學	社會學	英語	及主基準攻科科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
									五	五	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二					

英語會話	英文文學	文學評論	計	一七	一七	一四	一四	二	四	一	一

兒童保全	児童心態	家庭管	家庭教育	兒童心理	選擇專攻科目	實習	演習	選擇專攻	社會問題	社會衛生	社會心理	社會政策	社會事業
三	二	二	二	二	每週時數	一七	二	二	二	二	二	二	二
(一)	(一)	(二)			指定期定	一五	二	二	二	二	二	二	二
(五)						一日	一五(一六)	二	一六(一七)	六(七)	三	二	二
(四)中等教員志望者	(一)兒童保全ニ志ス者	(二)女工保全ニ志ス者	(三)社會教育ニ志ス者	(四)中等教員志望者	一、選擇ハ最少限度七科目トシ左ノ標準ニヨリ四科目ヲ指定ス	一日	一六(一七)	二	一六(一七)	六(七)	三	二	二

一、選擇ハ最少限度七科目トシ左ノ標準ニヨリ四科目ヲ指定ス

(五)社會改善ニ對スル理解ヲ主トスル者

							產業福利	
							勞働法制	
							職業指導	
							家族研究	
							近世文化史	
							美術史	
							教育思想史	
							教育學	
							教養學	
							授他法	
							其教	

第十二條 副專收科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗敎學概論、宗敎哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、料理、英語、獨逸語、佛蘭西語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十三條 開設すべき選擇科目並に其毎週學修時數は學年の始め之を掲示す
但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十四條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ其學修時間毎週三十時間を超ゆることを得ず

第十五條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十六條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十七條 各學年の課程修了は各科目的試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十八條 全學年の課程修了は各科目的試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て卒業を認定す

第十九條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十条 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十一條 専門科に左の研究科を置く

家政學部研究科

國文學部研究科

英文學部研究科

第二十二條 研究科の修業年限を當分二ヶ年とす

第二十三條 研究科に入學を許可する者は左の如し

一、本校専門科當該學部の卒業生

二、第一項と同等と認めらるゝ女子専門學校卒業生

三、中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

第二項第三項に該當する者に對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

第二十四條 家政學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)
但し當分の内第一部第二部を開設す

第一部 栄養學專攻

必修科目

生物化學(1)榮養學(1)食品化學(1)食糧品學(1)生理學(1)

選擇科目

食用生物學(1)理論化學(1)分析化學(1)治療榮養學(1)大量料理學(1)食物經濟(1)燃料問題(1)食物史(1)食糧諸問題(1)

第二部 兒童學專攻

必修科目

遺傳學(1)比較發生學(1)小兒保育學(1)產科及小兒科學(1)兒童心理學(1)個性研究(1)家庭教育(1)

選擇科目

變態心理學(1)兒童藝術(1)少年精神檢查(1)精神保健(1)兒童保育事業(1)兒童諸問題(1)榮養學(1)生理學(1)社會學(1)

第三部 住居問題專攻

第四部 衣服問題專攻

第五部 法政經濟專攻

第六部 社會保健專攻

第一十五條 國文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學 國文學(八)支那文學(1)言語學概論(1)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(1)哲學(1)宗教哲學(1)支那哲學(1)心理學(1)倫理學(1)美學(1)美術史(1)
國史學(1)社會學(1)教育學概論(1)教授法(1)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

第二十六條 英文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

英語學 英文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)文學原理論(一)哲學(一)宗教哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學(一)美術史(一)
支那文學史(一)國文學史(一)國文學(一)西洋史學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

獨逸語學 佛蘭西語學

第二十七條 各學部研究科に於ては一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし

隨意科の外國語は單位外とす

第二十八條 各學部研究科學生は每學年七單位以上の科目を學修すべし

第二十九條 第二項第三項該當者は入學後一年間實踐倫理を課す

第三十條 各學部研究科學生は每學年の始めて於て學修科目を定め部長の許可を受くべし

第三十一條 各學部研究科の授業科目及講義題目は每學年の始めて之を掲示す

第三十二條 各學部研究科に於ては二學年在學し必修科目及選擇科目を合せて科目十四單位以上を修了合格したるものを以て卒業者とす

第三十三條 本校の諸規則は凡て之れを特修生並に各學部研究科生に適用す

附 則

本學則は昭和六年四月一日より之を施行す

○寮規

一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ

一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし

一、本校校醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病状の輕重により相當の取扱をなすべし

一、寮費及食料雜費の月額左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす

但時價の高低により隨時之れを増減す

普通寮費	四圓	食料及雜費	拾七圓
折衷寮費	四圓五拾錢	食料及雜費	拾七圓
洋風寮費	五圓及六圓	食料及雜費	拾七圓

一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若しくは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

入學志願者心得

- 一、入學志願者は規則書の巻頭に掲げたる本校教育の主義方法等を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたりし。
- 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし。
- 三、入學志願者は本所所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に検定料を添付差出さるべし（學則第二章第七條）
- 一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書
但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を（何々第何卷と）附記せらるゝを要す 従來往々英文學部志願者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志願者には之を省ける向あるも右は各學部志願者にも記載せられたし
- 二、體格検査書
- 三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書
但この考定書は性質特徴品行に關し詳細に記載したるものなるを要す
- 四、検定料金五圓（現金又は郵便爲替券）
- 五、寫眞（手札形半身臺紙なし最近半年以内に撮影せるもの）
- 四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし 入學願書、履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第六條の様式に従ひ美濃紙に認められたし
- 一、氏名の側に片假名を附記すること
- 二、氏名の上に入聲又は通學と記すること

五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合はざる等の爲め諂衡不可能となる場合勘なからざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交付せずして直接當校へ送付の手續を執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られだし若し學校に於て入學願書、履歴書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られだし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向妙なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る状況にあり加ふるに諂衡に際し其學部志願者を先きにし然る後第二志願者に及ぼす關係上實際に於ては始んど第二志願者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられだし

八、本科入學志願者にして學則第三章第三條一項乃至三項に該當するものに對して行ふ試験の科目は左の如し

理學科	家政學部	英語	物理化學
	化學部	英語	
文學科	(國文學部	國語	漢文

九、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を諂衡の上學則第八章第四條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

譯解、作文、書取、發音、會話

- 譯解の程度はナショナルリーダー第四を標準とす併し問題は必ずしも該讀本のみより出すとの意にはあらず
- 作文は和文英譯により單純なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験するにあり
- 書取及會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置くこと、せり

- 一〇、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし
- 一一、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る
- 一二、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滯なく其旨申出されたし
- 一三、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり
- 一四、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す
- 一五、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず
- 一六、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付し豫め許可を受けられたし

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地

電話

校本同三、五
長宅同九〇〇〇一〇
三、一九〇〇〇〇一〇
同樓舍賃買會牛込三、八二二四
同楓會同二、五五二八九四
同二、五二八九四

昭和七年度日本女子大學生徒募集要綱

一、募 集 人 員

專 門 科

家政學部第一類 凡百五十名

同 第二類 凡百五十名

國 文 學 部 凡六十名

英 文 學 部 凡五十名

社會事業學部 凡六十名

二、入學願書受付期限

昭和七年一月十一日より二月十五日まで

注意 期限後に到達したものは受けませんから必ず右期限内に到達するやう發送せられた

し

三、入學試験を要する學部の試験期日

専門科英文學部（學則第八章
第五條によるもの）

三月二十四日、二十五日

四、入學志願者は學則並に學則末尾に附せる入學志願者心得を精
讀し遗漏なきやう手續きせられだし

昭和七年十月印刷

日本女子大學校學則

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者故校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來前校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強経費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦四千八百四十七名に達せり。本校が此の如き發展を遂げ得たるは、實に有志の深甚なる助力と、世間の理解ある同情とに依ると共に、畏くも皇室の優渥なる恩澤に化洽育成せられたるもの多大なりとす。即ち開校の年三十四年九月には、皇后陛下(昭憲皇太后)特別の恩召を以て御下賜金を添くし、大正六年四月には、皇后陛下(皇太后陛下)の行啓を仰ぎ奉り、同年三月には、皇后陛下(皇太后陛下)の恩召により再び御下賜金を拜受し、同十三年十月には重ねて、皇后陛下(皇太后陛下)の行啓を仰ぎ奉りたる外、東宮妃殿下、内親王殿下、各宮妃殿下、女王殿下の台臨を賜はりたること數次に及び、又秋季運動會には近年殆ど宮妃殿下、女王殿下の台臨を添くするを例とせり、是れ啻に本校の光榮たるのみに止まらず帝國女子高等教育に對する無上の御獎勵と謂つべく感奮措能はざるところなり。かくして本校は創立當初の目的を達成せんが爲に、時代の推移に伴ひ學制々度の改善數次に及び漸次綜合大學實現の機運を促進することに努めつゝあり。

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醜なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所になり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず况んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美的理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燐爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生真自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して變化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかかる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶対に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設く

るものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢献を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は實に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其滿足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理

本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするには必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之によりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣

人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信するも學生各自の自由擇擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の fundamental principle として又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激濁として活動し各人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尙なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尙有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自修を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法

教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には千葉縣富津海岸天心寮に於て一、二年生・信州輕井澤三・泉寮に於て三、四年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有効ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育

寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するもの、外悉く之を入寮せしむるを原則とす自下大學寮舍二十一高等女學寮舍一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修

練せしむ

○訓育の方針　學校に於ても寮舍に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駢蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純真的愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育　體育は本校教育の中心學生々活の統一人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は斃性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人於て特に其必要を感するのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戯競技等の體育を獎勵するのみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしめるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漸らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とする

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 產

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まる、資金及び本財團

法人の目的を贊助して寄贈せらる、資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人成立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び他の収益

一 入學金授業料及び他の雑収入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て維持經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を嘱託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定嘱託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定嘱託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を嘱託す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定嘱託す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

男爵

(イロハ)

岡大東星穗原鳩井

野橋門積野山上(イロハ)

邦一順千芳重

秀郎造遠枝代廣廣

本



○本校の現在組織は左の如し

五、本校の現在組織

男	男	男	男	文學博士
爵	爵	爵	爵	法學博士

森 土 志 三 三 阪 麻 江 藤 藤 古 松 久 上 村 塘
村 方 賀 井 井 谷 生 口 原 田 河 本 原 中 山
市 左 衛 久 も 高 八 郎 右 衛 芳 正 定 千 太 之 太 之 重 龍 太
門 微 と 修 門 郎 藏 條 代 郎 助 郎 助 野 平 郎

高等學部

理文科修業年限三ヶ年

専門科

家政學部第一類
英國文學部第二類
社會事業學部修業年限四ヶ年

同研究科

國家政學部
英文文學部修業年限二ヶ年

附屬農明小學校

修業年限五ヶ年

附屬農明幼稚園

満四歳より六歳まで

○特典 専門科英文學部家政學部第一類及び國文學部の卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験検定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一、英文學部 英語
一、家政學部第一類 家事
一、國文學部 國語

六 本校教職員

職員

校長

常任理事兼幹事

堺井

一

上

茂太

秀郎

教授教員（イロハ順）

家政學（本科理學部長）
發生學、解剖學

婦人衛生

化學
漢文學

裁縫手藝
園藝

國語、國文學

衛生
英文學

家族問題、婦人問題、母親擁護事業

國語、國文學

國史、東洋史

防貧救貧事業

倫理學

青年女子ノ研究
文藝思潮、文學演習

家庭衛蘭學、生物學（家政學部長、高等學部長）
和歌

織田雄次

一三

大茅千友 戸西橋林石服犬飯今岩井井川原島井田上上
野野輪枝岡本原原飼島井田上上
橋儀虎惠房助助忠貞正通
太高貞之進惠房助助忠貞正通
廣雅郎浩彦三助吉海助雄熊み夫省道秀夫

ドクトル、オブ、アーツ
フィロソフィー

文學士 文學士 文學士 文學士 文學士 文學博士
文學士 文學士 文學士 文學士 文學士 文學博士

醫學博士

醫學博士

家事、料理

榮養學

倫理學

英語

變態心理學、缺陷不良兒問題

兒童心理學

國語

化學

病理學

英語

社會學

社會學、社會問題

國語

哲學、獨逸語

生理學

哲學、衛生學

社會經濟學

英文學、文學原理論

文化史

文化學

ドクトル、オブ、
フィロソフィー

文學士、法學士

醫學士

文學士

文學博士

醫學博士

文學士

文學博士

文學士

文學士

文學博士

龍高高高横菅川若渡綿岡岡緒小小小小大大大
 一三 居木橋橋手田林邊貫田方野笠原田熊山原島森岡
 松誠千支熊太那英哲い治之左右之之
 之誠一代之助子郎勳一雄ち道章忠代雄助ん子徳太枝
 助司泰郎助子郎勳一雄ち道章忠代雄助ん子徳太枝

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

食糧品學	宗教哲學	社會哲學	宗教史	西洋史學	禮法	美學	生物化學	兒童研究	社會事業、兒童保全事業	社會政策、勞資問題、工場法	獨逸語英語	國語、國文學(國文學部長)	法制	化學	物理
------	------	------	-----	------	----	----	------	------	-------------	---------------	-------	---------------	----	----	----

ドクトル、オブ、フィロソフイー	バチエラ、オブ、アーツ	マスター、オブ、アーツ	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	文 士	理 學士	理 學士
-----------------	-------------	-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

農學博士	文學博士	文學博士	文學博士	文學博士	文學博士	文學博士	醫學博士	醫學博士	經濟學博士	巴チエラ、オブ、アーツ	マスター、オブ、アーツ	文 士	文 士	文 士	文 士
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------------	-------------	-----	-----	-----	-----

山 矢 桑 桑 野 上 宇 村 村 村 生 檜 永 永 永 中 中 中 武 丹 玉 下 吹 木 田 見 田 野 田 田 川 江 崎 山 井 井 村 村 村 村 村 村 村 村 協 慶 嚴 芳 フ 治 哲 良 良 志 堅 孝 太 武 峰 政 孝 進 次 人 輝 翁 藏 ジ 郎 人 策 賀 固 之 郎 美 亨 潤 尾 雄 也 午 郎 梅 直

國語、國文學
心理學、美術史(本科文學部長)
法制經濟

童話學

英語、英文學

保健學

漢文學

英語、英文學

言語學

體操

社會衛生

數學

圖畫

心理學
近代教育史
教育學、教授法

家庭物理

形態美學

物理學

文學士

理學士

文學士

文學博士
文學博士

バチエラー、オブ、アーツ

ドクトル、オブ、ファイロソフィー

イー・デー・ファリツブス
エムレボン・ビイ・フォス

前島春郎
本亦太郎
重治郎
松村武雄
本亦太郎
モード・リヨン・ケリー
二木謙三郎
藤岡勝二郎
福田福一郎
松村武雄
前島春郎

浅手小今近河小高古藤富士川博士
塚南藤野良屋外博士
和和耕澄正游博士
か次清壽郎
肇元兄
清郎
麗藏
ね
清
麗
ね

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

統計學	國文學	國語(圖書館主任)	英語、英文學 社會學、英語(社會事業學部長) 英語、英文學(英文學部長)	英語、英文學 育兒學	體操	經濟學	英語 英語 英語	數學	漢文學	西洋史	建築裝飾	農村問題	佛語
-----	-----	-----------	--------------------------------------------	---------------	----	-----	----------------	----	-----	-----	------	------	----

文學士	文學士	文學博士	文學博士	文學士	文學博士	文學博士	文學士	文學士	文學士	文學博士	文學博士	農學博士	文學士
理學士	文學士	醫學博士	醫學博士	文學士	文學博士	文學博士	文學士	文學博士	文學士	文學博士	文學博士	文學博士	文學士
數	佐與	森久田代松田	弘上正由	島島白濱	鹽池	菊本	齋藤	酒井	山宮	佐竹	佐久	佐藤	赤松
佐	樹	佐	久	島	島	白	齋	酒	山	佐	佐	佐	赤
數	子	己	一	の	淑	祐	信	郎	貞	一	武	勇	吉
	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐
	與	由	濱	た	重	昌	武	俊	十	直	堅	功	秀

同 同 同 同 同 同 同 同 同 教 同 同 同 同 同 助
員 教授

家 化 國 家 物 家 家 料 洋 洋 看 生 體 家 生 物 物 體 化 生 物 學
事 事 學 語 事 理 事 理 裁 法 護 法 學 操 事 學 理 學 操 事 學 理 法
事 事 學 語 事 理 事 理 裁 法 護 法 學 操 事 學 理 學 操 事 學 理 法

理 學 士

笠石志中戸河木柴小亘丹高小野恒氏河若藤高鈴妹
一七 井森儀村野村原谷竹理羽木塚口吉家上原田桑木尾
村 の千孝君 サ年クミなよみ浪つ 寿さ ハで秀
ぶ代子子操ダ代ニチミしよ路た隆子わ富貞ナる實

同 同 同 同 同 英 語 教 授 嘴 許 同 兒 童 研 究 所 員 化 料 和 生 物 學 理 裁 學 理 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

川 中 野 吉 米 吉 岸 下 波 杉 藤 堀 小 河 高 笠 津 木 中 間 長 伊
田 辻 宮 岡 田 江 田 田 多 村 田 內 沼 野 橋 井 本 下 谷 野 谷 藤
野 靜 ふ 初 ま 和 富 登 か 勤 絹 富 節 ミ ア 憲 た け 夜 千 順
枝 じ 枝 つ 歌 江 美 の 子 子 子 子 ヨ イ 子 け 季 い 貞 子 枝 子

嘱託教師

琴

ピアノ 唱歌

ピアノ

歌

ヴァイオリン
オルガン

ヴァイオリン

オルガン

茶道

生花

琴

薺

料理

刀

同

同

同

同

同

同

寮監兼指導者
(寮務主任)

寮監、指導者

大瀬正手藤青酒永海渥近兒多安一篠大今小舟赤
岡野田塚原柳井井老美藤島富達宮野山井笠久井
薦か千正郁繁よ文久道靜珠慶理
枝信淑ね代猛吉駿子野し茂子孝子江子松子泰久

同 同 指 察 察 察 同 同 同 同 同 同 同 同 同 指 察 察
導 者 齋 監 兼 齋 監 兼 齋 監 兼 齋 監 兼 齋 監 兼 齋 監 兼
者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者

關河榮巖井安船柴木野菅亘小大氏若上丹藤徒小出
村木居上東越谷原見理竹原家原田羽田野山野
貞サ三正シ幸康ク年フ那なミ恭壽りよさゆり
子ダ浦榮コ子代ニ代ジ子みチ子子富うし貞いんう

指導者 同 同 同 同 同 同 指導者 督監兼指導者 督監兼指導者

二
藤長竹吉横庄津木春片泉船阿前伊安栗中若戸石福
田友原川山田木下木山橋部原藤棚村林野森澤
富鶴く眞喜さけヨ初美ツ宮麗順き妙君照千ほ
子子ゑ澄和だ季い子代代ネ子子子へ子子操代る

顧問 同圖同書同會同教庶務
同計務務
寮監兼指導者

校務員
醫務員

醫學博士

前矢二 岡岩末齋井海上主津飯常本
田木 村井光藤上原野藤曲塚石並
浩謙 つさ 守千於た 照美春
園藏三 よを伊代井夏道か睦雄枝江

日本女子大學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

第二章 通 則

第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第三條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第四條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

第二 入學、在學

第五條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第六條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第七條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歴書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍府市區町
番地

現住所
縣郡村
府市區町
番地

華士族平民何某
姉何女

何 誰

生年月日

私儀御校何科何學部(文科或は理科)へ入學仕度候間學業成績其他御考查の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

誰

日本女子大學校長氏名殿

(用紙 美濃紙)

履歴書

本籍
府市區町
縣郡村
番地

華士族平民何某何女
姉妹

何
誰

一生年月

一生年月

一轉住地

一現住所

一兩親の有無

一父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

賞罰

右之通に候也

年月日

右
何
誰(印)

一

年

月

日

第八條
第九條

入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし

保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第十條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十一條 保證人死亡又は第九條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十二條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十三條 特別の事情ありて入寮する能はざるものには父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

第三 退學、休學

第十四條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十五條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十六條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ヶ年以内休學することを得

第十七條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

第四 卒業

第十八條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

第五 檢定料、入學料及授業料

第十九條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の詮衡及検定料を納付すべし

金 五 圓

第二十條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第一十一條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科研究科金百拾圓專門科金九拾四圓とす
第一十二條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回數	期間	本科、專門科	高等學部	專門科
第一期	四月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第二期	九月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第三期	一月十五日迄	金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓
第一二十三條	一旦納付したる學費は之を還付せず			
第二十四條	休學中と雖授業料は之を徵收す			
第二十五條	學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す			

第三章 本 科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一本校高等學部を卒へたる者

一本校専門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一本校専門学校令による女子専門學校本科を卒へたる者

一本校高等學校の高等科を卒へたる者

一中等教員の免許狀を有する者（専門學校入學資格）にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

本條によりて入學せしめたる者は一年間實踐倫理を課す

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔誼衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は誼衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選擇學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歴書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験検定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家政學部
化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては参考科目を加ふ。

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く
但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 児童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服装研究を主とす

第五部 経済學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各部科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

		學年及每週學修時數		學科目			
				第一	學年	第二	學年
				二	二	二	二
實驗	實驗	實驗	實驗	生	理	生	理
實驗	實驗	實驗	實驗	化	學	化	學
食糧	品	食	品	食	品	食	品
品	學	糧	化	糧	化	糧	化

家政學概論	實驗	二							

必修科目
第二部

選 擇 科 目	個 性 研 究	實 驗
家 政 學 概 論	家 庭 教 育 研 究	實 驗
生消 活費 研究 研究	住宅 構造 研究 研究	同織被 物服 實原材 驗學論
住宅 構造 研究 研究	同織被 物服 實原材 驗學論	食料 品取 樣研 究規
活費 經濟 研究 研究	宅構造 及衛生 概研究 研究	特種 教具 育研 究規
活費 經濟 研究 研究	宅構造 及衛生 概研究 研究	兒童 話童 心研 究規
活費 經濟 研究 研究	宅構造 及衛生 概研究 研究	變態 人保 護理 問題
活費 經濟 研究 研究	宅構造 及衛生 概研究 研究	兒童 病醫 理化 學學
三	三	二二二二二二二二
		每週學修時數
		二
		二
		二

社會事業概論

二
二
二

經濟學

二
二
二

社會會政

二
二
二

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を

學修することを得

但し参考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は毎學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して

之に合格したるものをして卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とする

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

必修科目	第一學年	學修期間	每週時數	每週回數
理論及無機化學第一部	一年	一年	四	二
有機化學第一部	一年	一年	一	一

燃	染	色	特	必	植	鑄	化	選	理	有	理	有	理	有	無	必	無	分	物
料	養	染	別	修	論	機	論	機	論	機	論	機	論	機	修	機	機	機	機
及	題	問			擇	化	化	化	化	化	化	化	化	化	修	化	化	化	化
電	化	化	科	物	學	科	學	學	學	學	學	學	學	學	科	學	學	學	學
氣	學	學	驗	第	學	學	史	(甲)	實	實	實	驗	驗	法	部	第	第	第	第
				三				目	實	實	驗	驗	法	部	二	二	二	二	二

第一學年	第二學年	第三學年
第一學期	第二學期	第三學期
一年	一年	一年

二	二	二	一	二	二	二	一	半	半	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	一	二	二	二	一	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

二	二	二	一	二	二	二	一	一	二	二	三	三	二	一	一	四	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

選 擇 科 田(N)
膠 藥 質 物 細 學
化 學 菌 學

一 年

二

一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるもの卒業者とす

第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

國 文 學 部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一)國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必 修 科 目
國語學、國文學(九)支那文學(一)言語學概論(一)

選 擇 科 目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)
哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(一)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學
(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二) 英文學部
必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)
美學、美術史(一)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)
國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學・獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を

學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は毎學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は毎學年の始めて於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は毎學年の始めて之を掲示す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲する者は特に攻究せんとする事項を具し當該科長を經て校長に願出づべし、校長は當該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歴書を添付して願出づべし

前項の履歴書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を撰定して學力検定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學滿期の後研究の必要に依り引き続き在學せんと欲する者は當該科長を經て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を經て當該科長に差

出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學一年以上を經たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す

第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入学を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

第五條 文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

科 目	學年及每週學修時數		
	第一 學 年	第二 學 年	第三 學 年
國	二	二	二
實	二	二	二
踐	二	二	二
倫	二	二	二
理	二	二	二
漢	二	二	二
文	二	二	二

科 目	學年及每週學修時數	第一外國語										第二外國語									
		實踐倫理	體操	哲學	心理及論理	數學	地理	歷史	地政	哲學	心理及論理	數學	地理	歷史	地政	哲學	心理及論理	數學	地理	歷史	
	第一學年	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	
	第二學年	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	
	第三學年	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	(三〇六)	二	二	二	二	二	

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第六條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

		國語及漢文	第一外國語	第二外國語	數學	物理	化學	植物及動物學	礦物及地質	心理	哲學	圖書	體操	計
(一九六)		二	二	二	二	四				二				二
(三一九)		二	二	二	二	三	三	四	三	四	三	(三)	九	二
(三一八)		二	二	二	二	四	五	二	二	二	二			二

一、第一外國語は英語とする

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 各學年の課程修了及卒業は各科目的試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第八章 専門科

第一條 専門科は女子に適宜なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす
第二條 専門科に左の諸學部を置く

家政學部第一類

國文學部

英文學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす

第四條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考查の上各學部第一學年に入學を許可す
但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

第五條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第六條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

實踐倫理二
體操二

第七條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目及其毎週學修時數左の如し

心理二
第一學年

倫理學 二 第二學年

哲學學 二 第三學年

宗教哲學學 二 第四學年

公民學 一 第四學年

社會事業學部は演習に於て公民學を講ず

第八條 主専攻科目は學生が主力を注いて學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の専攻科目に必要な豫備知識を授くる科目とす

第九條 副専攻科目は必修科目及主専攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り毎週三時間以上専攻する聯絡ある一團の科目とす

第十條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十一條 各學部に於ける主専攻科目及基礎科目並に其毎週學修時數左の如し

但し卒業後家政學部第一類に於ては家事、國文學部に於ては國語、英文學部に於ては英語の中等教員無試驗検定を受けんとする者は在學中教育學、教授法の二科目を選擇し學修することを要す

家政學部第一類

美術史	憲法民法大意	英語	基礎科	專攻科	及主科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
						五	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
						二	二	二	二

科 料	學政家						衛生學	家庭微生物學	家庭物理學
	家庭管理演習	經濟及管理	養老及看護	育兒	食物研究	住居研究			
三								二	二
三									二
三							五	一	二
三				二	三				
	二	二			三		二		

家政學部第二類

政家												
育	住	衣	家	生	動	化	物	數	經	英	國	及主
兒	居	服	庭	理	植	化	理	學	濟	語	國	基專
												第一學年
					二			三	二	五	二	一六
												第二學年
					一	二	三	三		五		一六
												第三學年
		八		三						五		一五
												第四學年
										五		一四

國文學部

中世國文學	近世國文學	現代國文學	國文法	作文修辭	國文學概論	英語	及主基專基礎攻科科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
二	三			一	二	五					
二	三				二	五					
二	二			二		三					
				二		三					

學 科	計 算	食 物 研 究	養 老 及 看 護	經 濟 及 管 理
	一七	三		
	一七	三		
	一六			
	一三	八		

英 文 學 部

英 文 學 部								及主 基專 礎攻 科科 目	第一學年
英語	英語	英語	英語	英語	國語	英語	書讀發音取方		
一	一	二	二	七	二				
一		二	二	七	二				
		二		五					
		二		三					

計	本邦思想史	有職故實	支那文學史	漢文	國文學史	上代國文學			
一六				三					
一八	二			二	二	二	二	二	
一六			二		二	二	二	二	一
一三					二	二	二	二	一

社會事業學部

近世產業史	經濟思想史	日本思想史	統計學	憲法民法大意	經濟學	社會學	英語	及主基專基礎攻科科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
			二	二					五			
二					二	二				五		
											三	
												一
			二									

英語會話	英文文學	文學評論	英文學史	文學評論	英語會話	英文文學	文學評論	英文學史	文學評論	英語會話	英文文學	文學評論
一七												
一七												
一四												
一四												
一四												

一、選擇八最少限度七科目トシ左ノ標準ニヨ

選択ハ最少限度七科目トシ左ノ標準ニヨリ四科目ヲ指定ス

一) 兒童保全ニ志ス者

(一) 二三

(二女工保全ニ志ス者

(三) 社會教育二志入者

四) 中等教育志望者

(四) 中等教員志望者

(五) 社會改善ニ對スル理解ヲ主トスル者

產業福利	勞働法制	職業指導	家族研究	近世文化史	美術史	教育思想史	教育學	教授法	其他
二(二) (二)	二(二) (三)								

第十二條 副專收科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、料理、英語、獨逸語、佛蘭西語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十三條 開設すべき選擇科目並に其毎週學修時數は學年の始め之を掲示す
但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

- 第十四條** 學生は必修科目並に選擇科目を併せ其學修時間毎週三十時間を超ゆることを得ず
- 第十五條** 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし
- 第十六條** 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず
- 第十七條** 各學年の課程修了は各科目的試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す
- 第十八條** 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を參照し教授會議の議決を以て卒業を認定す
- 第十九條** 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考査の上特修生として入學を許可することあるべし
- 第二十條** 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす
- 第二十一條** 専門科に左の研究科を置く
- 家政學部研究科
 - 國文學部研究科
 - 英文學部研究科
- 第二十二條** 研究科の修業年限を當分二ヶ年とす
- 第二十三條** 研究科に入學を許可する者は左の如し
- 一、本校専門科當該學部の卒業生
 - 二、第一項と同等と認めらるゝ女子專門學校卒業生
 - 三、中等教員の免許狀を有する者(事門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者
- 第二項第三項に該當する者に對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ**
- 第二十四條** 家政學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)
- 但し當分の内第一部第二部を開設す
- 第一部 榻養學專攻**
- 必修科目**

生物化學(1)榮養學(1)食品化學(1)食糧品學(1)生理學(1)

選擇科目

食用生物學(1)理論化學(1)分析化學(1)治療榮養學(1)大量料理學(1)食物經濟(1)燃料問題(1)食物史(1)食糧諸問題(1)

第一部 兒童學專攻

必修科目

遺傳學(1)比較發生學(1)小兒保育學(1)產科及小兒科學(1)兒童心理學(1)個性研究(1)家庭教育(1)

選擇科目

變態心理學(1)兒童藝術(1)少年精神檢查(1)精神保健(1)兒童保育事業(1)兒童諸問題(1)榮養學(1)

生理學(1)社會學(1)

第三部 住居問題專攻

第四部 衣服問題專攻

第五部 法政經濟專攻

第六部 社會保健專攻

第二十五條 國文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學 國文學(八)支那文學(1)言語學概論(1)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)哲學(1)宗教哲學(1)支那哲學(1)心理學(1)倫理學(1)美學(1)美術史(1)

國史學(1)社會學(1)教育學概論(1)教授法(1)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

第二十六條 英文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

英語學 英文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)文學原理論(一)哲學(一)宗教哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學(一)美術史(一)
支那文學史(二)國文學史(一)國文學(一)西洋史學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

獨逸語學
佛蘭西語學

第二十七條 各學部研究科に於ては一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし

隨意科の外國語は單位外とす

第二十八條 各學部研究科學生は毎學年七單位以上の科目を學修すべし

第二十九條 第二十三條第二項第三項該當者は入學後一年間實踐倫理を課す。

第三十條 各學部研究科學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め部長の許可を受くべし

第三十一條 各學部研究科の授業科目及講義題目は毎學年の始めに之を掲示す

第三十二條 各學部研究科授業科目的修了は試験により之を認定す修了成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とする
のを以て卒業者とす

第三十三條 本校の諸規則は凡て之れを特修生並に各學部研究科生に適用す

附 則

本學則は昭和六年四月一日より之を施行す

○寮規

一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ

一、寮生は長幼の差別なくして各自相當の家事を分擔せしむべし

一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし

一、本校校醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病状の輕重により相當の取扱をなすべし

一、寮費及食料雜費の月額左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす

但時價の高低により隨時之れを増減す

普 通 寮 費	四 圓	食料及雜費	拾 七 圓
折 衷 寮 費	四圓五拾錢	食料及雜費	拾 七 圓
洋 風 寮 費	五圓及六圓	食料及雜費	拾 七 圓

一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若しくは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

入學志願者心得

- 一、入學志願者は規則書の巻頭に掲げたる本校教育の主義方法等を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたりし
- 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は前年十二月下旬發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられたし
- 三、入學志願者は本校所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に検定料を添付差出さるべし（學則第二章第七條 第十九條參照）
- 一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書
- 但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を（何々第何卷と）附記せらるゝを要す從來往々英文學部志願者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志願者には之を省ける向あるも右は各學部志願者にも記載せられたし
- 二、體格検査書
- 三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書
- 但この考定書は性質特徴品行に關し詳細に記載したるものなるを要す
- 四、検定料金五圓（現金又は郵便爲替券）
- 五、寫眞（手札形半身臺紙なし最近半年以内に撮影せるもの）
- 四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし 入學願書、履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第七條の様式に従ひ美濃紙に認められたし
- 一、氏名の側に片假名を附記すること
- 二、氏名の上に入寮又は通學と記すること
- 三、高等學部入學志願者は願書本文中の文科又は理科の下に括弧を設け其中に大學本科の志願學部名（又は家政學部志望如じ）を記すこと

五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之が爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合はざる等の爲め證衡不可能となる場合妙なからざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交付せずして直接當校へ送付の手續きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られだし若し學校に於て入學願書、履歴書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向渺なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る状況にあり加ふるに證衡に際し其學部志願者を先きにし然る後第二志願者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志願者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、本科入學志願者にして學則第三章第三條一項乃至三項に該當するものに對して行ふ試験の科目は左の如し

理學科	(家政學部	英語	物理化學
	化學部	英語	物理化學
文學科	(國文學部	國語	漢文
	英文學部	國語	英語

九、英文學部入學志願者に對しては一應全體の學業成績を證衡の上學則第八章第四條に依る英語受験の許否を決定通知す

試験の科目及び程度は左の如し

英語譯解、和文英譯、書取、發音、會話

○譯解の程度は高等女學校卒業程度を標準とす

○和文英譯は單純なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験す

○書取及會話は簡易なる英語の聽取と其理解とに重きを置く

- 一〇、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたり
- 一一、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る
- 一二、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滯なく其旨申出られたり
- 一三、入學志願者の詮衡査定は願書締切後約三週間内に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり
- 一四、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す
- 一五、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず
- 一六、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたり

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地

電話

本校
幹校長
事務室
牛込大塚
三、一六一九
〇七〇〇

本校
寮舍購買會
樓
楓
會同
二、五二九
同
二、五二八

昭和八年九月印刷

日本女子大學校學則

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者故校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來前校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり。最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十七倍強経費十六倍強土地三倍弱建物六倍弱の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり。現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千五百有餘名大學部卒業生亦五千百七十八名に達せり。本校が此の如き發展を遂げ得たるは、實に有志の深甚なる功力と、世間の理解ある同情とに依ると共に、畏くも皇室の優渥なる恩澤に化洽育成せられたるもの多大なりとす。即ち開校の年三十四年九月には皇后陛下（昭憲皇太后）特別の恩召を以て御下賜金を添くし、大正六年四月には皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ奉り、同八年三月には皇后陛下（皇太后陛下）の恩召により再び御下賜金を拜受し、同十三年十月には重ねて皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ、昭和三年四月三たび皇后陛下の行啓を仰ぎ奉りたる外、東宮妃殿下、内親王殿下、各宮妃殿下、女王殿下の台臨を賜はりたること數次に及び、又秋季運動會には近年殆ど宮妃殿下、女王殿下の台臨を添くするを例とせり、是れ啻に本校の光榮たるのみに止まらず帝國女子高等教育に對する無上の御獎勵と謂つべく感奮措く能はざるところなり。かくして本校は創立當初の目的を達成せんが爲に、時代の推移に伴ひ學制々度の改善數次に及び漸次綜合大學實現の機運を促進することに努めつゝあり。

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に寄あるも益ながるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを備へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尚高尙有爲の人物として完成し得ざる啖あるを免れず况んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尙有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美的理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燐爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大體に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかかる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮する所謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせざる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかかる婦人の特徴を無視し男女を絶対に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設く

るものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本國民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尚進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢献を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面的教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有的通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性的條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性的發揮は個性的活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性的教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性的發揮は實に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尙なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尙なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完うするには必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之によりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣

人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強ぶるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純真なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激潤として活動し各個人の個性は其特長を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義

本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義と自働主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自修を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自愈瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修業上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記錄係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬於する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬於する學生の聯合會たる橫の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ専係の外に毎週一回學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任するも其活動をして有功ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にする故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舍二十一高等女學寮舍一合せて二十二にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家庭を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨酒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修

練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舍に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを忘らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は白他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感するのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戲競技等の體育を奨励するのみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漸らし國民全體の體力健康の増進に貢献せしめんことを期す

三 本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其仙學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とする

第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名 称

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とする

三 事務所

第四條 本財團法人的事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まる、資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらる、資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人成立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持経費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び他の収益

一 入學金授業料及び他の雜收入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て維持経費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は決定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囁託す

第十五條 評議員に缺員を生じたときは評議員會の決議に依りて之を撰定囁託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定囁託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す
第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す
第二十一條 理事は評議員會の議決により之を選定す
第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ
第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く
第二十四條 監事は評議員會の議決に依り選定嘱託す

七 寄附行為の變更

第二十五條 本寄附行為に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四 本校の評議員

男

爵

岡 大 東 星 穂 原 婦 井 嬉

九

野 橋 門 横 野 上 山

邦 一 千 芳 重

秀 郎 遠 枝 代 廣 隆

(一 口 八 順)

本

科
文 學 科
英文學部
科
理 學 科
化政學部
修業年限三ヶ年

○本校の現在組織は左の如し

五、本校の現在組織

男爵

法學博士
男爵

男 文學博士
爵

森 土 志 三 阪 麻 江 藤 古 松 久 上 村 高
村 方 賀 井 谷 生 口 原 田 河 本 原 中 山 橋
市 左 衛 久 も 高 芳 正 定 千 太 之 太 重 錬
門 微 と 修 郎 藏 條 代 郎 助 郎 助 野 平 逸

高等學部

理文科 修業年限三ヶ年

専門科

家政學部第一類
國家政學部第二類
英文學部第三類
修業年限四ヶ年

同研究科

國家政學部第一類
英文學部第二類
家政學部第三類
修業年限三ヶ年

附屬高等女學校

修業年限五ヶ年

附屬聰明小學校

尋常科

附屬聰明幼稚園

滿四歲より六歳まで

○特點 専門科英文學部、家政學部第二類、國文學部及び本科理學科家政學部、化學部、文學科國文學部卒業生にして成績佳良なる者は中等學校教員の無試験検定を受くることを得 但授業總時數四分の一以上缺席したるものには特典に預ることを得ず

○免許學科

一、英文學部 英語

國家政學部第二類 家事

一、國文學部 國語

一、本科理學科家政學部 家事

一、本科理學科化學部 化學

一、本科文學科國文學部 國語

六、本校教職員

職員

幹事
會計主事

教授教員（イロハ順）

醫學博士

理學士

醫學博士

農學士

文學士 文學士 文學士 文學士

パチエラー、オブ、アーツ

家族問題、婦人問題、母親擁護事業

國語、國文學

國史、東洋史

防貧救貧事業

倫理學

文藝思潮、文學演習

和歌、國文學

家庭微生物學、生物學（家政學部長）

家庭、料理

發生學、解剖學

家政學（本科理學部長）

婦人衛生

化學

裁縫手藝

園藝

國語、國文學

衛生

英文學

家族問題、婦人問題、母親擁護事業

國語、國文學

國史、東洋史

防貧救貧事業

倫理學

文藝思潮、文學演習

和歌、國文學

家庭微生物學、生物學（家政學部長）

家庭、料理

織田雄次

大茅 大茅 友 戸 西 橋 林 石 石 犬 今 岩 井 井
 岡 橋 野 野 枝 田 岡 本 部 原 原 川 佐 久 太
 薦 蔭 高 貞 進 惠 房 之 助 貞 通 正 邦 雄 熊 み 省 道 秀 夫

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

榮養學 倫理學 英語 變態心理學、缺陷不良兒問題
兒童心理學
國語 化學 病理學 英語 社會學、社會問題
國語 生理學
哲學、獨逸語
英語、哲學史
社會經濟學
英文學、文學原理論

文學博士 文學士 文學博士 文學士 文學博士 文學士
醫學博士 醫學博士 藥學博士 藥學博士 文學博士 文學士
文學士 文學士 文學士 文學士 文學士 文學士
醫學士 醫學士 藥學士 藥學士 文學士 文學士
文學博士 文學士 文學博士 文學士 文學博士 文學士
哲學、法學士 文學士 文學士 文學士 文學士 文學士
文學士 文學士 文學士 文學士 文學士 文學士
ドクトル、オブ、フィロソフィー ドクトル、オブ、フィロソフィー ドクトル、オブ、フィロソフィー ドクトル、オブ、フィロソフィー ドクトル、オブ、フィロソフィー ドクトル、オブ、フィロソフィー

丹玉龍高高菅若渡綿岡緒小笠野原山熊虎之森右左
下木居木橋林邊貫田方田原田山島原島右左
松誠誠一那太英哲い治之助太
梅直助司泰郎子郎勳一雄ち道章忠代雄助ん子徳太

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

國語、國文學(國文學部長)

英語

兒童教育

法制

國史

獨逸語

生理學

社會政策、勞資問題、工場法

生化學

兒童研究

社會事業、兒童保全事業

禮法

美學

病人食餌

社會心理學

宗教哲學

國語、國文學

心理學、美術史(本科文學部長)

英語、英文學

保健學

漢文學

文學士

文學博士

文學博士

文學博士

文學博士

經濟學博士

醫學博士

文學博士

文學博士

文學博士

文學士

醫學博士

文學博士

文學博士

文學士

文學博士

文學博士

文學博士

文學博士

文學博士

福 二 前 桑 野 上 村 村 生 榆 永 永 永 永 橋 月 中 中 武 島 又 次
 田 木 吹 岛 見 田 田 田 江 崎 山 井 井 村 村 村 田 田 田 田 田 田
 福 一 謙 春 庆 芳 フ 治 良 志 太 孝 武 政 孝 進 か 武
 郎 三 郎 三 輝 藏 ジ 郎 策 賀 之 郎 美 享 潤 雄 也 午 ん 子 郎

モード・リヨン・ケリー

英語、英文學

英文學

社會衛生

體操

數學

文學

圖畫

心理學
近代教育史

家庭物理

形態美學

物理學

佛語

料理

建築裝飾

農村問題

漢文學

英語

衣服原料

パチエラ、オブ、アーツ

ドクトル、オブ、ファイロソフィー

文醫學博士
文學博士

文學博士

理學博士

文醫學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

農學博士

工學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

イー・ヂー・フイリップス
エムレボン・ビイ・フカス
一五
齋酒山佐佐佐赤浅手今近河小高古藤藤富
和田外次
藤井宮竹久藤藤松野塙藤野林良屋村
和正次
俊十直功寛秀か次耕清澄ト正
吉代允重節一次景肇ね郎藏丸兄壽作郎游ト
ト

同 同 同 同 同 同 同 同 助 教 授

英 文 學
英 語、英 文 學
英 語、英 文 學(英 文 學 部 長)
育 兒 學
體 操 學
經 濟 學
英 語
英 語、英 文 學
國 文 學
國 文 學
統 計 學
化 學
體 學
榮 荻 學
生 物 學
家 物 學
體 體 學
操 事 學
操 事 學
理 理 學
禮 法

一六

文 學 博 士
醫 學 博 士
法 學 博 士
文 學 士
理 學 士
理 學 士
マスター、オブ、アーツ
マスター、オブ、アーツ
バチエラード、アーツ
バチエラード、アーツ

野 恒 氏 河 若 上 藤 金 高 鈴 妹 森 東 弘 久 上 島 島 白 鹽 菊 齋
口 吉 家 上 原 田 田 子 桑 木 尾 田 松 代 田 井 澤 池 藤
つ 寿 さ り 哲 ハ で 秀 数 佐 ひ 佐 規
た 隆 子 わ 富 う 貞 子 ナ ル 實 樹 子 己 一 の 祐 信 郎 貞 一 勇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教
員
料 化 料 和 生 生 生 家 家 洋 化 物 家 家 物 家 家 料 洋 洋
物 物 學 理 裁 學 理 裁 理 事 事 裁 學 理 事 事 理 事 事 理 裁 裁

一七 津 杉 藤 堀 小 河 高 木 中 間 長 伊 笠 石 戸 河 木 柴 小 亘 丹 高
山 村 田 內 沿 野 橋 下 谷 野 谷 藤 井 森 野 村 原 谷 竹 理 羽 木
春 絹 富 節 ミア 憲 け 夜 千 順 の 千 サ 年 ク ミ な よ み
枝 子 子 子 ヨ イ 子 い 貞 子 枝 子 ぶ 代 操 ダ 代 ニ チ み し ょ

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
研究所長												
料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料
化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化
家	家	家	家	家	家	家	家	家	家	家	家	家
語	語	語	語	語	語	語	語	語	語	語	語	語
教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教
師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師

琴 茶 生 オ ヴ ア ピ ピ オ ノ
 道 花 ガ イ ノン オ リン

渥 近 兒 多 安 一 筵 今 小 赤 川 野 吉 米 青 岸 松 渡 道 近 白 戸
 美 藤 島 富 達 宮 野 井 笠 井 田 宮 岡 园 江 田 木 多 寺 藤 出 津
 繁 よ 文 久 道 靜 庆 理 静 初 ま 和 富 登 金 勤 美 久 だ き
 野 し 茂 子 孝 子 江 横 子 久 枝 枝 の 歌 江 美 寿 子 代 子 子 ん

一八

寮監、指導者

零 料 料
理 理 理

寮監兼指導者(指導主任)

指導者

寮監兼指導者

(寮務主任)

寮監

指導者

寮監兼指導者

指導者

青直小大氏河若上丹藤淡小出大瀬手藤
酒海老澤柳井正郁猛吉子
理竹原家上原田羽田野山野岡野塙原
支那なミ恭壽さりよさゆり萬か千
子みチ子子わ富うし貞いんう枝信ね代

同 指導者 同 指導者 同 指導者 同 指導者
同 指導者 同 指導者 同 指導者 同 指導者

河木長泉阿伊安栗若戸石福河榮金巖井安船柴木野
野下谷 部藤栖林野森澤村木子居上東越谷原見二〇
川と村かヨ山
アケ千美宮順き妙照千ほサ三哲正シ幸康夕年フ
イい枝代子子へ子子操代るダ浦子榮コ子代ニ代ジ

同 同 同 同 同 同 同
書 計 異 務 係 係 係
監 指 審 同 同 同 同
者 者 者 者

事務員

二一
川末吉井林上主津飯高福弘
野光田上野藤曲塚田山田
美守政春た照フ由
子伊代井子道か睦雄ジ修己

丸加中小本杉藤庄
山藤市野並村田田
し吉春富さ
げ武文子江綱子だ

同
問

校

醫

醫學博士

前矢二
田木村
浩謙
園藏三

日本女子大學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす

第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る

第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

第二章 通 則

第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第三條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第四條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

第一 入學、在學

第五條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第六條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第七條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歴書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし

(用新美濃紙)

入學願書

本籍府市區町
縣郡村

番地

現住所府市區町
縣郡村

番地

華士族平民何某

姉妹

何

生年月日

誰

私儀御校何科何學部へ入學仕度候間學業成績其他御考查の上御許可被成下庭
別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

右

何

誰(印)

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歴書

本籍府市區町
縣郡村番地

華士族平民何某可女姉妹

何誰

一生年月
一生地址
一現住所

一轉住地
一兩親の有無

一父兄の職業

一

一年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

一賞罰

一右之通に候也

日

右

何

誰印

第八條
第九條

入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし

保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第十條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし
又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十一條 保證人死亡又は第九條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし
第十二條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十三條 特別の事情ありて入寮する能はざるものには父兄若しくは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

第三 退學、休學

第十四條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十五條 左の各號の一に該當する者には退學若しくは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十六條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ヶ年以内休學することを得

第十七條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

第四 卒業

第十八條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

第五 檢定料、入學料及授業料

第十九條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の證銘及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第二十條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第十一條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科研究科金百拾圓專門科金九拾四圓とす

第二十二條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数 期 間	本科、専門科 研究科	高等學部	専門科
第一期 四月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第二期 九月十五日迄	金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第三期 一月十五日迄	金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓

第二十三條 一旦納付したる學費は之を還付せず

第二十四條 休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十五條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

第三章 本 科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一本校高等學部を卒へたる者

一本校専門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一本校専門學校令による女子専門學校本科を卒へたる者

一本校専門科各學部を卒へたる者

一高等女學校の高等科を卒へたる者
一中等教員の免許狀を有する者（専門學校入學資格）にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一本校専門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

本條によりて入學せしめたる者は一年間實踐倫理を課す

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔証衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

　一本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

　一本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は證衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手続きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歴書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験検定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

　家政學部
　化學部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては参考科目を加ふ

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 児童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服装研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各部科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及每週學修時數	第一學年			第二學年			第三學年		
		第一	二	三	第一	二	三	第一	二	三
生 理 學										
實 驗 學										
食 品 化 學										
實 驗										
食 糧 品 學										
實 驗										

家政學概論	實驗	實驗	實驗	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗化學	實驗	榮養學
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

必修科目
第二部

兒 童 心 理 學	婦人科醫學及衛生	小兒診斷學實驗	小兒營養學實驗	小兒保育學實驗	小兒科醫學實驗	遺傳及優種學實驗	胎生學實驗	解剖學實驗	生理學實驗
						二	二	二	二
						二	二	二	二
						二	二	二	二
						二	二	二	二

選 擇 科 目	個 性 研 究	實 驗
家 政 學 概 論		
生 活 活 动	實驗	研究
消 費 費 水	研究	研究
住 宅 建 造	研究	研究
同 織 物 品	研究	研究
被 服 原 材	研究	研究
食 料 取 締	研究	研究
特 種 教 育	研究	研究
變 童 誕 生	研究	研究
童 話 心 理	研究	研究
病 人 保 護	研究	研究
醫 療 謠 問	研究	研究
兒 童 保 護	研究	研究
家 庭 教 育	研究	研究
教 育 研 究	研究	研究
個 性 研 究		
實 驗		
每 週 學 修 時 數	二	二
三 三 三 二 二 二 二 二 二 二		

社會事業概論

經濟 濟學

社會會

社會政

衛生學

教育學及教授法

二二二二二二三

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

但し参考科目には試験を課せず

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

但し同一學年に於ける二種の科目又は講義を合せて學修の單位となすことあるべし

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して

之に合格したるものを以て卒業者とす

但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とする

第十一條 化學部の科目及毎週學修時數は左の如し

必修科目	學修期間	每週時數	每週回數	第一學年
				一年
理論及無機化學第一部				四
有機化學第一部				一
分析化學				二

燃	染	色	特	必	植	鑛	化	選	理	有	理	有	理	有	無	必	無	分	物
料	養	染	問	修				論	機	論	機	論	機	論	機	修	機	析	
及								擇	化	化	化	化	化	化	化		化	化	理
電	化	化	實	日	物	物	學	科	學	學	學	學	學	學	學	科	學	學	
					第	學	學	史	(甲)	實	實	驗	驗	法	法	部	部	部	學
					三					二	實	驗	驗	法	法				驗
																			學
																			年

一	一	一	一	年	間	隨	時	一	一	一	半	半	一	一	一	一	一	一	一
年	年	年	年					年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

二	二	二	一	一	一	一	一	二	二	二	一	一	二	二	三	三	二	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三四

一	一	一	一	一	一	一	五	五	一	一	一	一	一	一	五	五	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

選擇科目(乙)

選	擇	科	目	(乙)	一	年	二		
藥	膠	質	化	學	一	年	二		
細	菌	物	化	學	一	年	二		
					一	年	二		
					一	年	二		

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず。

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものを以て卒業者とす。

第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

國文學部
英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一)國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(一)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(二)

哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(一)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二)英文學部
必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)
美學、美術史(一)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)
國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外参考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を學修することを得

第四條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第五條 學生は毎學年五單位以上の科目を學修すべし

第六條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第七條 授業科目及講義題目は毎學年の始めに之を掲示す

第八條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第九條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月末迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす
但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲する者は特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當該科の議を經て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歴書を添付して願出づべし

前項の履歴書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を擇定して學力検定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學満期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差

出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を経たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむる合格したる時は校長之に證明書を授與す

第十一條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すへし

第七章 高等學部

第一條 高等学部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第一條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第四條 身體健全且方正にして左の各號の一に該當するものは學業成績考査の上第一學年に入学を許可す

修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

専門學校入學者検定規程による試験検定合格者

第五條 文科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

漢文	國語	實踐倫理	科目	學年及每週學修時數
			第一學年	二
			第二學年	二
二	二	二	第三學年	一
二	二	二	第四學年	一
二	二	二	第五學年	一

科 目	第一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年					
學年及每週學修時數				(三 〇 六)	(三 〇 六)	(三 〇 六)	(三 〇 六)	(三 〇 六)
實踐倫理	一	二	二	二	二	二	二	二
				哲學	數學	地 理	歷 史	第一外國語
				法制及經濟	心 理 及 論 理			第二外國語
				自然科學				
				體操				
				計				

一、第一外國語は英語とす

一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第六條 理科の各學年に於ける科目及其毎週學修時數は左の如し

		國語及漢文	第一外國語	第二外國語	數學	物理	化學	植物及動物學	礦物及地質	心哲	體操	計
		二	一〇	一〇	四	三	三	一	二	一	二	(一九六)
		二	九	九	三	四	三	一	二	一	二	(二二八)
		二	八	八	五	一	一	一	一	一	二	(二一八)
		二	七	七	四	一	一	一	一	一	二	(二二九)

一、第一外國語は英語とす
一、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 各學年の課程修了及卒業は各科目的試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第八章 専門科

第一條 専門科は女子に適する高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす
第二條 専門科に左の諸學部を置く

第一類

家政學部 第二類

第三類

國文學部
英文學部

第三條

各學部の修業年限は四ヶ年とす 但家政學部第三類は三ヶ年とす

第四條

左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考查の上各學部第一學年に入學を許可す
但し英文學部に入學する者には英語 並に國語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

第五條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第六條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

體 践 倫 理 二
操 二

第七條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目及其毎週學修時數左の如し

心 理 二
第一學年

倫理學	二	第二學年
哲學學	二	第三學年
宗教哲學	二	第四學年
公民學	一	第四學年

第八條 主専攻科目は學生が主力を注いて以修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の専攻科目に必要な豫備知識を授くる科目とす

第九條 副専攻科目は必修科目及主専攻科目學修の外に専餘力ある場合に於て二年以上に亘り毎週三時間以上專攻する聯絡ある一團の科目とす

第十條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十一條 各學部に於ける主専攻科目及基礎科目並に其每週學修時數左の如し

但し卒業後家政學部第一類に於ては家事、國文學部に於ては國語、英文學部に於ては英語の中等教員無試験検定を受けんとする者は在學中教育學、教授法の二科目を選擇し學修することを要す

家政學部第一類

英語	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
及基础科目	五	三	三	三
英語	二	二	二	二
基礎科目	一	一	一	一
主専攻科目	一	一	一	一

科	學	政	家	家	兒	生	衛	家	家	家	
理	家庭管理 經濟及管理	養老及看護	育兒	食物研究	住居研究	衣服研究	庭教	童心	理學	庭微生物學	庭化學
五									二	二	二
三									一	一	一
三			二	三	五				二		
二											

家政學部第二類

三十一

—

—
—

一

四四

國文學部

中世國文學	近世國文學	現代國文學	國文法	作文修辭	國文學概論	國語學概論	英語	及主基專基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
									第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
二	三	二	二	一	二	二	五	五	一七	三	一七	八
二	三	二	二	二	二	二	五	五	一六	一三	一三	八
二	二	二	二	二	二	二	三	三	一六	一三	一三	八

學科	食物研究	養老及看護	經濟及管理
計			

英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	及主 基專 基礎科 科目
書讀	發	作	文	讀解	第一學年
取方	音	文	典	語	第二學年
一	一	二	一	七	二
一	一	二	二	七	二
				五	
			二		
				三	

英文學部

上代國文學	漢文學史	文	支那文學史	有職故實	本邦思想史	計
三	二	二	一	一	一	一六
二	二	二	一	一	一八	一八
一	一	一	一	一	一六	一六
一	一	一	一	一	一	一三

家政學部第三類

基 社 會 學 學		必 修 科 目				科 目		第一學年		第二學年		第三學年	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
		憲 法	民 法	體 操	倫 理	心 理	哲 學	實 踐	倫 理				
		經 濟	學										

英 文 學 評 論	英 文 學 史	英 文 學 會	英 語 會 話	二	二	三	一
計				一七	一七	一四	一四

專攻		基礎科目及主導科目										統計	
社會專業見學	計	英	社會	社會	兒童	研究	理	學	政	家	日本	社會	社會
		語	業	事	間	研	料	經	育	食	住	思想	心
	二四	三	二								五	二	二
	一四	三											一
一	一八	三											二

選擇科目	社會事業實習	宗敎哲學	哲學史	家庭教育	家庭教育	美術史	英語	其他	其

第十二條 副専攻科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇與修するものとす。

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、料理、英語、獨逸語、佛蘭西語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし。

第十三條 開設すべき選擇科目並に其毎週學習時數は學年の始め之を掲示す。

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし。

第十四條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ其學修時間毎週三十時間を超ゆることを得ず

第十五條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十六條 一旦選擇したる科目は中途更りに廢止することを得ず

第十七條 各學年の課程修了は各科目的試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十八條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を參照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第十九條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を聽修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考

査の上特修生として入學を許可することあるべし。

第二十條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十一條 専門科に左の研究科を置く

家政學部研究科

國文學部研究科

英文學部研究科

家政學部第三類研究科

第二十二條 研究科の修業年限を當分二ヶ年とす 但家政學部第三類は一ヶ年とす

第二十三條 研究科に入學を許可する者は左の如し

一、本校専門科當該學部の卒業生

二、第一項と同等と認めらるゝ女子專門學校卒業生

三、中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

第二項第三項に該當する者に對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

第二十四條 家政學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

但し當分の内第一部第二部を開設す

第一部 荷養學專攻

必修科目

生物化學(一)荷養學(一)食品化學(一)食糧學(一)生理學(一)

選擇科目

食用生物學(一)理論化學(1)分析化學(1)治療榮養學(1)大量料理學(一)食物經濟(一)燃料問題(1)食物史(一)食糧諸問題(1)

第一部 兒童學專攻

必修科目

遺傳學(一)比較發生學(一)小兒保育學(二)產科及小兒科學(1)兒童心理學(一)個性研究(一)家庭教育(一)
選擇科目
變態心理學(一)兒童藝術(一)少年精神檢查(一)精神保健(一)兒童保育事業(1)兒童諸問題(三)榮養學(1)
生理學(1)社會學(一)

第三部 住居問題專攻

第四部 衣服問題專攻

第五部 法制經濟專攻

第六部 社會保健專攻

第十五條 國文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修単位數を示す)

必修科目

國語學 國文學(八)支那文學(二)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語言及文學(三)哲學(一)宗教哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學(一)美術史(一)國史學(一)社會學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

第二十六條 英文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修単位數を示す)

必修科目

英語學 **英文學(九)言語學概論(一)**

選擇科目

**歐洲(大陸)語學及文學(三)文學原理論(一)哲學(一)宗教哲學(二)心理學(一)倫理學(一)美學(二)美術史(一)
支那文學史(一)國文學史(一)國文學(一)西洋史學(一)教育學概論(一)教授法(一)**

隨意科目

獨逸語學 **佛蘭西語學**

第二十七條 家政學部第三類研究科の學科は左の如し

**兒童保護事業 感化事業 隣保事業 方面事業 救療事業 燒風事業 社會教化事業 社會教育 其他
家政學部第三類研究科を務めんとする者は特に家政學部第三類專攻選擇科目を選択すべし**

第二十八條 家政學部第三類研究科に於ては第一學期に講義を課し第二學期、第三學期は實地施設との連絡を計り實際の指導に依つて社會事業家としての技術を習得せしむ

第二十九條 家政學部第三類研究科に於ては第一學期に課する講義の科目を卒へ第一、第二學期の實習を修了し提出せし論文の考查に合格したる者を以て卒業者とす

第三十條 第三十條乃至第三十六條の規定は家政學部第三類研究科には之を適用せず

第三十一條 各學部研究科に於ては一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし

隨意科の外國語は單位外とす

第三十二條 各學部研究科學生は每學年七單位以上の科目を學修すべし

第二十三條 第二項第三項該當者は入學後一年間實踐倫理を課す

第三十三條 各學部研究科學生は每學年の始めに於て學修科目を定め部長の許可を受くべし

第三十四條 各學部研究科の授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲示す

第三十五條 各學部研究科授業科目の修了は試験により之を認定す修了成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とする

第三十六條 各學部研究科研究科に於ては二學年在學し必修科目及選擇科目を合せて科目十四單位以上を修了合格したるものをして卒業者とする

第三十七條 本校の諸規則は凡て之れを特修生並に各學部研究科生に適用す

附 則

本學則は昭和八年四月一日より之れを施行す

○寮規

一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神をして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

一、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ

一、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

一、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし

一、本校校醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

一、寮費及食料雜費の月額左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす

但時價の高低により隨時之れを増減す

普通寮費	四圓	食料及雜費	拾六圓五拾錢
折衷寮費	四圓五拾錢	食料及雜費	拾六圓五拾錢
洋風寮費	五圓及六圓	食料及雜費	拾六圓五拾錢

一、本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

一、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若くは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

入學志願者心得

一、入學志願者は規則書の卷頭に掲げたる本校教育の主義方法等を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたし

二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は發表と同時に官報並に東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられだし

三、入學志願者は本校所定の入學願書、履歷書に左の書類寫眞並に検定料を添付差出さるべき（學則第二章第七條参照）

一、在學若くは卒業せる學校長の學業成績證明書

但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を（何々第何卷と）附記せらるゝを要す 従來往々英文學部志願者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志願者には之を省ける向あるも右は各學部志願者にも記載せられたし

二、體格検査書

三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書

但この考書は性質特徵品行に關し詳細に記載したるものなるを要す

四、檢定料金五圓（現金又は郵便爲替券）

五、寫眞（手札形半身臺紙なし最近半年以内に撮影せるもの）

四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし 入學願書、履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第七條の様式に従ひ美濃紙に認められたし

一、氏名の側に片假名を附記すること

二、氏名の上に入寮又は通學と記すること

三、英文學部入學志願者は入學願書氏名の上に希望受驗地名を記すること

五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には食定の間に合は

ざる等の爲め説明不可能となる場合歎ながらざるに付き手落ちなきやう總べて取扱への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交付せずして直接當校へ送付の手続きを執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出られだし若し學校に於て入學願書、履歴書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られだし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向少ならざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る状況にあり加ふるに説明に際し其學部志願者を先きにし然る後第二志願者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志願者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、英文學部入學志願者に對しては學則第八章第四條に依り英語及國語の試験を課す

試験の科目及び程度は左の如し

英文和譯、英作文、國語（本年度は邦語作文のみを課す）

○試験科目的程度は高等女學校卒業程度を標準とす

○英作文は簡単なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験す

○書取及會話は試験を課せざるも入學後直に必要なるを以て豫め相當準備し置かれたし

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし

一〇、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る

一一、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滞なく其旨申出されたし

一二、家政學部並に國文學部入學志願者の説明査定は願書締切後約三週間内に之を行する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬通知し得る豫定なり

英文學部入學學科試験の合格不合格は一月二十日頃各人に通知す

一三、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す

一四、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さず

一五、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられたし

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地

電話

本校 同牛込三、五〇〇
幹長宅 人塚三、六一〇〇
事宅牛込三、九一七〇

同 櫻 購買會牛込三、八二四
楓 會同 二、五二九
同 二、五二八

昭和九年度日本女子大學生徒募集要項

一、募 集 人 員

專 門 科

家政學部第一類	百 名
第二類	百五十名
第三類	五十名
同	六十名
國 文 學 部	五十名
英 文 學 部	五十名

二、入學願書受付期限

英 文 學 部

昭和八年十一月二十日より十二月二十日まで

家政學部第一類

同 第二類

同 第三類

國文學部

昭和九年一月十日より二月十五日まで

注意 期限後に到達したものは受けませんから必ず右期限内に到達するやう發送せられた

し

三、入學試験を要する學部の試験期日

専門科英文學部(學則第八章
第四條によるもの)

昭和九年一月七日、八日

四、入學志願者は學則並に學則末尾に附せる入學志願者心得を精
讀し遺漏なきやう手續せられたらし

英文學部入學志願者心得

本校英文學部入學試驗は從來毎年三月下旬本校に於てのみ施行し來りしが斯くては受験者の不便渺からざるを顧慮し昭和九年度より地方に於ても受験し得るこごこし且つ試験期日を繰上げたり入學志願者は左記各項並に學則卷末に附せる入學志願者心得を精讀の上遺漏なきやう手續せられたし

一、昭和九年度専門科英文學部募集人員 五十名

二、入學願書受付期限 昭和八年十一月二十日より十二月二十日まで

三、入學試験期日 昭和九年一月七日、八日

臺北、大連、奉天、京城

五、入學試験の科目及び程度は左の如し

○英文和譯、英作文、國語（本年度は邦語作文のみを課す）

○試験科目の程度は高等女學校卒業程度を標準とす

○英作文は簡単なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験す

○書取及び會話は試験を課せざるも入學後直に必要なるを以て豫め相當準備し置かれたし

六、英文學部入學志願者には入學願書受付後受験票を送付すべしに付試験期日に指定の場所に於て受験せらるべし

七、學科試験の合格不合格は昭和九年一月二十日頃各人に通知す

八、以上の外一般入學志願者心得各項は英文學部入學志願者にも之を適用す

昭和九年十月印刷

日本女子大學校要覽

目 次

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革	一頁
二、本校教育の要旨	一
三、本校の法人組織	六
四、本校の評議員	九
五、本校の現在組織	一〇
六、本校教職員	一一
七、本校學生在籍數	一一
八、日本女子大學校學則	一二
九、察規	三九
一〇、入學志願者心得	四〇

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

本校は創立者故校長成瀬仁藏氏が、夙に皇國發展の根本として、我が國風國情に適切なる女子高等教育機關を創設する必要を認め、明治二十七年以來、前々校長麻生正藏氏と共に其の計畫に從事し、同三十年四月設立の趣旨を汎く社會に發表し、前校長瀬澤子爵を初めとして朝野有力者の贊助を得て、同三十四年四月開校、同三十八年五月之を財團法人の組織に改めた。爾來校運年と共に進み、其の基礎漸く鞏固を加へ、今日の隆盛を見るに至つたのである。本校が斯の如き發展を成し得たのは、多數篤志者の深厚なる助力と、社會の理解ある同情とに依るは勿論のことであるが、殊に畏くも我が皇室の優渥なる恩澤に浴した結果である。即ち開校の歲、明治三十四年九月には皇后陛下（昭憲皇后）特別の恩召を以て御下賜金を忝くし、明治四十五年六月には東宮妃殿下の行啓、大正六年四月には皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ奉り、同八年三月には皇后陛下（皇太后陛下）の恩召により、再び御下賜金を拜受し、同十三年十月には重ねて皇后陛下（皇太后陛下）の行啓を仰ぎ、昭和三年四月三たび皇后陛下の行啓を仰ぎ奉つた外、展覽會、運動會その他の機會に於て、内親王殿下、宮妃殿下、女王殿下の台臨を賜はつたことは、殆ど數ふるに遑がないほどである。是等は實に本校無上の光榮たるのみに止まらず、實に皇國の女子教育に對する御獎勵、御助成の深き恩召に外ならぬものと拜され、學校感荷、御懿旨の奉戴に勵精し、皇恩の一に應へまつることを心掛けてゐるのである。斯くして本校は創立の目的を達成する爲に、時代の進展につれて、學制々度其の他の改善數次に及び、漸次獨特の女子綜合大學完成に力めつつあるのである。

二、本校教育の要旨

一、教育の目標

本校は教育勅語の御趣旨を奉戴し、健質淳美なる性格を具へて眞に人の母たるべき女性の育成と、

母性愛の實現擴充に依る理想の家庭及び國家社會の建設進展とに、教育究竟の目標を置き、德性、知識、才能、情操、健康を此の一義に統合して、改善進歩息むことなき人格成長の原動力を養ふことを本旨とする。

一、教育の方針

本校は前記目標に對する努力の要點を判明にし、其の効果の十全を圖るために、教育の内容を分ち、人間性、婦人性、國民性、個人性とし、此の四方面の教養を完備せしむる方針をとる。

(イ)人間性的教養 人の人たる本質はそれ自ら目的たるべき絶對價値にして、一切の文化を創造する精神的生命たる人格にある。其の内容は至誠であり、慈愛であり、其の發露は忠孝、信義其の他の倫常である。従つて人格的自覺に本づく統一と向上との自律的生活に依つてのみ、人は眞の道徳的存在となり、國家社會は眞の文化的有機體となり得るのである。故に本校に於ては、先づこの人間たるの根基を養ふことを教育の出發點とする。

(ロ)婦人性の教養 女性の人格的價値は女性の本質に依つてのみ發揮される。而して女性の女性たる獨自究竟の本質は母性に存し、其の純一至諧なる發動によつて、人を愛育すること、是れ則ち女性一義の天職であつて、文化の向上、家庭社會の德化は其の擴充によつて成るのである。故に本校に於ては、女性特有の心理的生理的、條件に従つて、其の人格内容を充實し、其の天職遂行に必須なる德性能力を養ふことを方針の一とする。

(ハ)國民性的教養 女性も國民である。男性と共に一致以て皇運扶翼、皇國發展の天業に參する時、始めて人として又婦人としての意義が實現されるのである。従つて我が歴史の生命たる皇國精神、民族理想を内容とする國民的自覺に本づいて、女性の立場より無私奉公、社會奉仕の生活に獻身することは、母性愛發揮の大義であり、又次代國民育成の根柢である。故に本校に於ては、我が光輝ある歴史と文化とに依據して、日本女性たる教養を與へることを方針の一とする。

(ニ)個人性的教養 個人と社會とは一精神の兩面であつて、相互に依存する。個人は其の一精神たる絶對の人格的價値を、各自固有獨特の性能を通じて社會に發揮することに於て個人の意義を生じ、社會は其の一精神を各個人の生活に實現し、これに依つてあらゆる個性的價値を綜合組織して、以て其の内容を構成する。従つて眞正なる個性的發揮は其の人を生かすと同時に社會の一進歩となるのである。故に本校に於ては、學生の個性的尊重、使

命の自覺、特性特能の伸展により、人間性、婦人性、國民性の理想を各自の個性に具體實現して、以て社會と文化とに貢献せしめるため、個人性の教養を方針の一とする。

一、教育の精神

本校に於ては、學生の教養及び生活を一貫する指導精神を要約して「信念徹底」「自發創生」「共同奉仕」の三則とし、之を以て校風の內容實質とするのである。

(イ) 信念徹底

凡そ吾人の意識的生活は信することとの上に成り立つ。而して宇宙の創造的大生命を根柢とする最高至聖の絶對價値を自己の裏に自覺し確信して生きることば之れ實に人格生成の源泉樞軸であり、其の分化發現と見るべき眞善美等の理想を追求して、念念相續、精進息まざるところに、内には自律と他律とを綜合したる圓融無礙の眞自由、安心立命の體驗あり、外には雜多紛々の經驗世界を醇化統一したる理想實現の道德生活あり、以て人生の向上、文化の進展、德化社會、道義國家の創造を結果する。永遠的意義ある人類の教育は、畢竟是處に始まり、是處に終るのである。故に本校に於ては、絶對信念の徹底確立に努め、之を人格教養の根本中心に置く。

(ロ) 自發創生

自發創生は生命作用の本然であつて、吾人の生命が自由なる發動を爲す限り、必ず創造的生活を營むのであるが、自覺的生活者たる吾人に於ては、特に之を自己の意志準則、生活原理として、生ける人格の本義を十分に發揮せねばならぬ。自ら考へ、自ら治め、自ら決意し、自ら實行し、日に自ら新に、月に自ら進む工夫努力を怠らず、それ自身目的たる人格の趣旨を充實して、確乎たる信念を核心とする獨自の個性を創造し、之を獻げて以て社會文化の内容を豐饒にし、國力國運の一進展を期するは其の要旨であり、學理上、技術上の發明發見、藝術產業上の創作創始も其の間に成るのである。故に本校に於ては、自發創生を個性的生活の原則とし、飽くまで其の態度方法の教養に努める。

(ハ) 共同奉仕 凡そ人は社會生活に於て始めて人たることを得ると同時に、社會は其の生命たり理想たる一精神によつて個人を統一したる人格關係組織である。從て社會全體としても、組織員たる個人としても、慈愛と奉仕とを以て社會精神の實現に努力するところに、各々の發展があり、成長がある。即ち、裏に此の精神を仰いで各員相互に奉仕し、相共に全體に奉仕し、一人全體の責を負ひ、全體また一人の責を負ひ、負荷奉仕の勤勞を以て全生活内容を一貫することは、實に社會生活の要諦であり、又母性愛の擴充である。故に本校に於ては、信念に本づ

く献身奉仕の實効實効を以て社會的生活の原則とし、教育の全施設を通じて之が教養に努むる。

一、教育の方法

(イ)學業の方面 本校は前條の教育精神に本づき、學業の方面に於て自學自修主義をとる。知識の多量よりも精深を貴び、其の蓄積よりも活用を重んじ、講義教科書の暗記よりも、之を指針とし資料として、自ら研究し思索し、要領の理解、眞義の把握に努め、難多の經驗資料を整理して、明確な系統的知識を構成する研究方法を自得せしめるることを本旨とする。尙、生活の實際に當つては、正しく事物の真相を看取し、其の關係を究明し、日常生活の問題に解決を與へ、實行の方針計畫を立て、學理を應用して日常生活を改善し、其の實効を擧げ得る才能を養ひ、以て終生進歩して息まざる教學の興味と方法とを會得せしめることを併せ努むる。

之が爲になるべく科目選擇の餘裕と、自修時間とを多くし、個人的研究乃至共同研究の機會と方法とを與へ、調查實驗の指導に努め、其の成績を整理して、論文又は實物を作成せしめ、其の發表會、展覽會等に於て、成果を批評し、更に方法上的是正指示を行ふ等の手段をとるのであるが、之に對する設備に就いても諸多の計畫を有し、漸次其の實現に努めつゝある。併し本校の重きを置くは、學校にして始めて使用し得べき特殊の設備よりも、家庭、寮舎其の他日常一切の生活機關を擧げて、眞理探求の道場たらしめる態度と方法との教養、殊に純眞明朗なる智的情操の涵養である。

(ロ)訓育の方面 本校は訓育の方面に於て當然自治自動主義をとる。教育の方法的原理の指示する條件及び本校學生として許される規程との範圍内に於て、生活全體に對する立案、行事一切を學生自身の實施に委ね、一種の組織的自治團體として活動せしめる間に、教育の理想を實現し、社會的個人的の性格を養ひ、創造奉仕の態度方法を得せしめんとするものである。かゝる様式は最も効果的な訓育であり、殊に本邦婦人の特性を補強するに必要な鍛錬の方法として、本校創立以來實行してゐるところである。

其の學生自治生活の要素或は方面を、大體、研究調査、趣味娛樂、整理規律、經濟勤勞、運動衛生、榮養調理、隣保互助、國際協調、記錄編輯等に區分し、學生は任意に選擇して必ず其の一方面の係員となり、事務と費用とを分擔し、全體より各學部、各學年、各級、各方面に亘り、それへ委員或は主任を設けて統一に當るのである。

が、特に第三學年生之が責任主體となり、第二、第一學年生其の實行に協力し、第四學年生は勿論之に協力するも、兼ねて卒業準備期、對社會的實習期として、多少特殊の地位に立つのである。

以上の實行上、大小縱橫諸種の集會が行はれるのであるが、特に毎學年末の數日間、第三學年生全員、及び他學年生委員を以て、次學年度の計畫立案に關する協議會を開き、學年學期の始めに計畫の發表簽約のため、終りに、成績の報告反省のための總會を開くを常とする。又毎週木曜日午後は、學生自治、殊に修養會のための時間に宛てられてゐる。

學生自治團體の主催に屬し、特に重きを置かれてゐるのは、毎週一回の瞑想會、三景賽(輕井澤)及び天心賽(篠部海岸)に於ける夏期修養會、秋季運動會等であるが、其の他研究發表會、學藝會、音樂會、展覽會、講演會等隨時開催される。

自治生活を指導し、級風の確立を助け、且つ學生個人の修養、學事其の他の相談に與かるため、各級一二名の指導者が置かれてゐる。

一、體育の方針 身體の發育と健康とは、精神的教養と相對して、人格教育の二大要件であるが、母性發揮の天職を遂行すべき女性にあつては、獨り自身のためのみならず、家庭及び次代國民のために、嚴肅なる義務、責任として要求せらるべきであり、青年時期は又發育保健上特殊の注意を必要とする。故に本校に於ては精神的教養の指導學科たる實踐倫理と共に、最も體育に重きを置くのである。而して以上の理由により、本校の體育は、特殊技術の熟達、選手養成、對校競技等を避け、一般に何人も行ひ得べく、之によつて全學生の生涯に亘り、健康の保持増進に資し得べき、正常なる體育法の實施普及に努めると同時に、各自の身體及び生活條件に應じて、それ／＼適當なる自己の運動衛生の方法手段を發見習得せしめることに意を用ゐる。但し體育を以て精神鍛錬の要諦とし、不撓不屈の強固なる意志、自恣を以て苟もせざる責任觀念、正確にして敏活なる規律的行動の習慣を作り、就中協同一致、無私遵法の精神を養ふことは、教育の理想に對する體育的一大任務たる見地に於て、本校の最も關心するところである。

一、寮舍及び通學生の教育

(イ) 寄舍の教育 本校に於ける寄舍は人格教養の重要な機關とし、又學科の實習實驗場として、家庭より通學する者の外、總て入寄せしむるを原則とする。寄舍生活は自治の精神により各自責任を分擔し、寮監指導の下に、各寮それぞれ獨立の家庭的生活を營み、安易和樂なる起臥の間に、責任、勤勞、規律、友愛、奉仕の修養を爲さしめるのである。最上級生には純粹自治の寄生活を經驗せしめ、又寄舍の「共同購買會」があり、消費經濟實習機關の一としてゐる。

(ロ) 通學生の教育 自己の家庭より通學する者に對しては、各家庭をそれゞゝ修養及び實習の機關たらしめ、其の境遇に適應する個性の伸展、趣味の向上、殊に自律的生活の精神を養はしめることに努め、之がために各家庭と學校との密接なる聯絡を圖り、必要に應じて保護者會を開催し、或は係員の家庭訪問を行ひ、學校と家庭と協力一致、以て學生の教養に遺漏なきを期してゐる。

三、本校の法人組織

明治三十八年五月財團法人に改めたる寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす
第二條 前條に掲げたる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二　名　稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三　事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四　資　産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まる、資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人成立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸せしむ

第九條 本財團法人の資產は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資產より生ずる利子及び他の収益

一 入學金授業料及び他の収入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資產の元本を以て維持經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資產を本

財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定ひ

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資產及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決により之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資產及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七、寄附行為の變更

第二十五條 本寄附行為に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の決議に

より必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

法學博士 男爵

文學博士 男爵

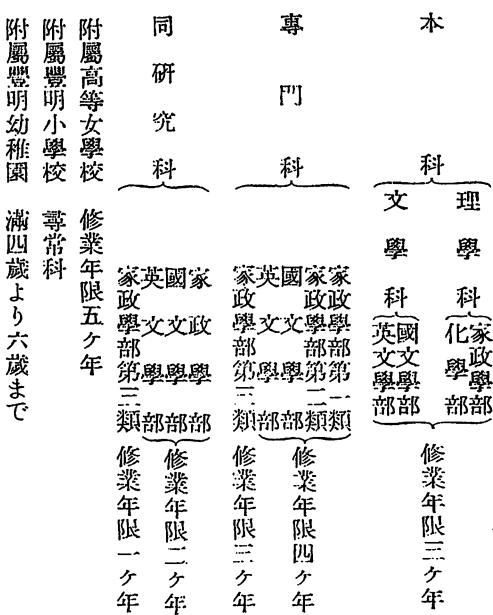
法學博士 男爵

(イロ)
阪 藤 古 松 久 上 高 岡 大 東 星 總 原 鳩 井
九 谷 生 口 原 田 河 本 原 中 橋 野 橋 門 野 積 山 上 八
平 虎 亦 房 八 千 芳 正 定 千 太 之 太 之 重 錬 千 芳 重 邦 一 順
郎 藏 條 代 郎 助 郎 助 野 逸 隆 廣 代 枝 遠 造 郎 秀

男
志士
高井
賀方
も久
修門
市左衛
門徴と
高久也
門徴と修

五、本校の現在組織

本校の現在組織は左の如し



特

點

専門科英文學部、家政學部第一類、國文學部及び本科理學科家政學部、化學部、文學科國文學部卒業生に

附屬高等女學校
附屬蒙明小學校

尋常科

附屬蒙明幼稚園
満四歳より六歳まで

修業年限五ヶ年

國家政學部
英國文學部
家政學部第三類
修業年限一ヶ年

同研究科

國家政學部
英國文學部
家政學部第三類
修業年限二ヶ年

して成績佳良なる者は中等學校教員の無試験検定を受くることを得。但授業總時數四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず。

免許學科

- 一、英文學部 英語
二、家政學部 家事
三、家政學部第二類 家事
四、國文學部 國語
五、本科學家政學部 家事
六、本科學化學部 化學
七、本科學國文學部 國語

六、本校教職員

職員

校長

本科理學科長(兼)

本科文學科長

家政學部長

國文學部長

英文學部長

教授教員

授實踐倫理

婦人衛生

裁縫手藝

國語、國文學

教同同同同同

衛生

醫學博士
農學文
醫學博士
士

石井 岩犬

川上 原原

久助 正助

房太 雄郎

み道秀 郎熊

井上 秀

松本 太郎

大橋 代

島又次

武田 幸代

飼田 代

上田 代

の廣郎

のの

公民學	英文學	家族問題、婦人問題、母親擁護事業
國語、國文學	國語	本邦史、東洋史
倫理學	倫理學	防貧救貧事業、社會學
和歌、國文學	文藝思潮、文學演習、現代文學	家庭衛菌學、生物學
國文學	文學	料理
化學	榮養學	英語
病理解學	變態心理學、缺陷不良兒問題	國語
兒童心理學	兒童心理學	化學
病理解學	病理解學	病理解學

政治學士	バチエラード、オブ、アーツ	市	服	村	今	朝
文學士	文学	林	橋	本	部	他之
文學士	文学	戸	岡	虎	惠	進
文學士	文学	茅	尾	太		
文學士	文学	友	大	高		
文學博士	文学博士	西	大	貞		
文學博士	文学博士	岡	大	太		
文學博士	文学博士	橋	大			
文學博士	文学博士	上	野			
文學博士	文学博士	野	島			
文學博士	文学博士	原	森			
文學博士	文学博士	山	岡			
文學博士	文学博士	熊	橋			
文學博士	文学博士	虎	上			
文學博士	文学博士	之	野			
文學博士	文学博士	恭	原			
文學博士	文学博士	正	岡			
文學博士	文学博士	憲	戸			
文學博士	文学博士	萬	林			
文學博士	文学博士	八	林			
文學博士	文学博士	道	忠			
文學博士	文学博士	章	代			
文學博士	文学博士	助	雄			
文學博士	文学博士	ん	助			
文學博士	文学博士	子	徳			
文學博士	文学博士	太	枝			
文學博士	文学博士	廣	廣			
文學博士	文学博士	郎	郎			
文學博士	文学博士	雅	雅			
文學博士	文学博士	彥	彥			
文學博士	文学博士	三	助			
文學博士	文学博士	助	吉			
文學博士	文学博士	吉	海			
文學博士	文学博士	助	藏			

英語

社會學、社會問題

本邦思想史、實踐倫理

生理學

哲學、獨逸語

英語、哲學史

經濟學史

英文學、文學原理論

化學

材料理

國語、國文學

英語

國文學

兒童教育

憲法、民法

本邦史

獨逸語

社會政策、勞資問題、工場法

生化學

兒童研究

社會事業、兒童保全事業

文學士

醫學士

文學士

文學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學博士

文學博士

文學博士

文學博士

醫學博士

經濟學博士

文學博士

岡渡綿若菅高川高貴實渡河
田邊誠支林誠太那英哲い
島橋木木下次武次誠一郎勤一雄ぢ
江崎井井村村田田島又武太
淺孝武政孝進か直司泰郎子
之郎美亨潛也午潤子郎梅直司泰郎子
一三

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

形態美學	家庭物理	教育學、教授法	漢文	英語、英文學	保健學	心理學、美術史	國語、國文學	宗教哲學	社會心理學	英語	病入食餌	美禮學法
------	------	---------	----	--------	-----	---------	--------	------	-------	----	------	------

ドクトル、オブ、フロソフィー	マスター、オブ、アーツ	パチエラー・オブ・アーツ	エムレボーネビイ・フォス	イー・チー・フイリップス	福田 前木 謙三	桑矢山 極島 春慶	野田 吹田 芳眞	上村 岡田 太郎	村田 本太郎	田中 亦三郎	田中 春良	文學博士
今近河高良和次	藤野耕清	文理學博士	文學博士	文學博士	福田 前木 謙三	桑矢山 極島 春慶	野田 吹田 芳眞	上村 岡田 太郎	村田 本太郎	田中 亦三郎	田中 春良	文學博士
河高屋外次	藤野良和次	文理學博士	文學博士	文學博士	福田 前木 謙三	桑矢山 極島 春慶	野田 吹田 芳眞	上村 岡田 太郎	村田 本太郎	田中 亦三郎	田中 春良	文學博士
河高屋外次	藤野良和次	文理學博士	文學博士	文學博士	福田 前木 謙三	桑矢山 極島 春慶	野田 吹田 芳眞	上村 岡田 太郎	村田 本太郎	田中 亦三郎	田中 春良	文學博士
河高屋外次	藤野良和次	文理學博士	文學博士	文學博士	福田 前木 謙三	桑矢山 極島 春慶	野田 吹田 芳眞	上村 岡田 太郎	村田 本太郎	田中 亦三郎	田中 春良	文學博士

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

物理學	佛蘭西語	農村問題
漢文、文那文學史		
英語	英文學	
數學	英文學	
衣服研究	化學	
體操	經濟學	
育兒學	勞動法制	
英語、英文學	英語	
國文學	英語、英文學	
國語、國文學	國文學	
統計學	國語、國文學	
料 理		

同 同 同 同 同 同 同 同 教 同 同 同 同 同 同 同 助 同 同 同
員 教授

物 家 家 家 禮 物 家 家 料 洋 生 體 家 生 物 家 料 葡 體 化 英 生 物
理事 事 事 法 理 事 事 理 裁 學 操 事 學 理 學 漢 學 語 學

マスター、オブ、アーツ 理學士

伊笠石戸巖河木柴小丘高野恒氏河奥上藤金高鈴ス妹
藤井森野居村原谷竹理木口吉家上田田相子桑木ト尾
順の千村正サ年クミなみつ譯さり哲ハ秀一
子ぶ代操榮ダ代ニチみよた隆子わ富う貞子ナル實

同 同 嘴 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
託 教 師
同 同 同 同 同 英 化 学 料 料 和 生 生 家 家 洋 化
ビ ピ 翠
ア ア 物
ノ ノ 學 理 理 理 戲 物 物 理 理 戲 學

一七 一條今小赤川野吉吉岸近昆白津藤堀小河高木中間長
宮野井笠井田宮岡江田藤野出山田内沼野橋下谷野谷
原さ小川
道靜慶理 靜初ま富登久キだ春富節ニア憲け夜千
子江松子久枝枝つ江美子ヨ子枝子子ヨイ子い貞子枝

同 同 同 同 同 同 同 同 同
 児童研究所員 ヴアイオリン
 料理 生茶 莢蓼 道花 オルガン
 同 同 同 同 同 同 同 同
 審監兼指導者(指導主任) ヴ
 指導者 アイオリン
 審監兼指導者 イ
 指導者 ル
 同 同 同 同 同 同
 審監 (審務主任) ガ
 指導者 ン

審監、指導者

同 指導者
 同 指導者
 同 指導者
 同 指導者
 審監兼指導者
 同 審監
 通學生主任
 審監兼指導者

奥上藤淀福 小出大瀬手藤
 田田野山 山野岡野塚原
 りさゆり蔦か千
 富う眞い修んう枝信ね代

松波青酒 海渥近兒多安
 本多柳井老美藤島富達
 金勤正郁繁よ文久
 蒔子猛吉子野し茂子孝

指導者 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
寮監兼指導者 寎監

伊安栗戸石福河榮金巖井安船柴木野宵直小大氏河
一九 藤柄野森澤村木子居上東越谷原見理竹原家上
と 村 か ょ 山 支
順き妙千ほリ正哲正シ幸康ク年フ那なミ恭壽さ
手ハ子操代るダ油子榮コ子代ニ代ジ子みチ子子わ

寮監兼指導者
指導者
同 同 同 同 同 同
寮監兼指導者
指導者
寮監
寮監

教務主任
教務
庶務
庶務

校長秘書
庶務主任兼會計主任

事務員

津市林飯阿安
村塙久東
曲今津
朝春照銳幸
陸藏子雄男子

大慶前加中小本津藤河木長泉阿
倉野原藤市野並山田野下谷部
ミツ 鹽武吉春春富アケ川美官
ヨ薰子子文子江枝子イイ枝代子

同 同 同 同 同
圖書館主任

顧問

校醫

醫學博士

七、本校學生在籍數

(昭和九年四月卅日現在)

現在學生員數	學級數	學部			國文學部	英文學部	本科	計
		員數	第一類	第二類				
二六七	六	二	第一類	第二類	第三類			
四九二	四	二						
六九	四	四						
二四三	六	四						
一七五	六	六						
一六	六	六						
一二六	三八	三八						

(附 本校卒業生累計五、四九二人)

玉前矢二	今川高末	主井毛上
村田木	野野田光藤	上利野
澤浩謙	つ美フ守た	彌
吉岡藏三	よ子ジ伊か	井生道

八、日本女子大學校學則

三三

第一章 總 則

- 第一條 本校は學術の理論及應用を教授し並に品性を涵養するを以て目的とす
第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る
第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

第二章 通 則

第一 學年及休業

- 第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

- 第三條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

- 第四條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校紀念日 四月二十日

第二 入學・在學

第五條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第六條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第七條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歴書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍

府市區町
縣郡村

番地

現住所

府市區町
縣郡村

番地

華士族平民何某

何女
姉妹

何

生年月日

私儀御校何科何學部へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御許可被成下度
別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

右
何
誰印

日本女子大學校長氏名殿

履歴書

本籍
府市區町
縣郡村

番地

華士族平民何某何女
姊妹何
誰

年 生月

年 轉住地

現住所

兩親の有無

父兄の職業

何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右

何
誰

第八條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし
第九條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第十條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし
又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十一條 保證人死亡又は第九條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十二條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十三條 特別の事情ありて入寮する能はざるものには父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

第三 退學、休學

第十四條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十五條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者

二、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十六條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ヶ年以内休學することを得

第十七條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

第四 卒業

第十八條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

第五 檢定料、入學料及授業料

第十九條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の證術及検定料を納付すべし

金 五 圓

第二十條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十二條 授業料は一學年本科金百拾圓専門科研究科金百拾圓専門科金九拾四圓とす

第二十二條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回數 期 間 本科、専門科研究科 專門科

第一期

四月十五日迄 金四拾五圓

第二期

九月十五日迄 金四拾五圓

第三期

一月十五日迄 金貳拾圓

第二十三條

一旦納付したる學費は之を還付せず

第二十四條

休學中と雖授業料は之を徵收す

第二十五條

學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

第三章 本科 (略)

第四章 理學科規定 (略)

第五章 文學科規定 (略)

第六章 研究科 (略)

第七章 高等學部 (略)

第八章 專門科

第一條 専門科は女子に適實なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす
第二條 専門科に左の諸學部を置く

第一類

家政學部 第一類
第三類

國文學部

英 文 學 部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす 但家政學部第三類は三ヶ年とす

第四條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す
但し英文學部に入學する者には英語並に國語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

二、專門學校入學者検定規程に依る試験検定合格者

第五條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第六條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及毎週學修時數左の如し

實踐倫理 二 體操 二

第七條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目及其毎週學修時數左の如し

心 理 學 二 第一學年、 倫 理 學 二 第二學年、 哲 學 二 第三學年、

宗 教 哲 學 二 第四學年、 公 民 學 一 第四學年、

第八條 主專攻科目は學生が主力を注いて學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻

科目に必要な豫備知識を授くる科目とす

第九條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り毎週三時間以上專攻す
る聯絡ある一團の科目とす

第十條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十一條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其毎週學修時數左の如し

但し卒業後家政學部第二類に於ては家事、國文學部に於ては國語、英文學部に於ては英語の中等教員無試験検定を受けんとする者は在學中教育學、教授法の二科目を選択し學修することを要す

家政學部第一類

二八

			及主 基 礎 攻 科 日	第一 學 年	第二 學 年	第三 學 年	第四 學 年
英	英語	英語	英	英	英	英	英
經	經濟學	經濟學	經	經	經	經	經
憲	憲法	憲法	憲	憲	憲	憲	憲
法	民法	民法	法	法	法	法	法
美	美術	美術	美	美	美	美	美
庭	家庭	家庭	庭	庭	庭	庭	庭
物	物理學	物理學	物	物	物	物	物
生	生物學	生物學	生	生	生	生	生
衛	家庭衛生學	家庭衛生學	衛	衛	衛	衛	衛
兒	兒童心理學	兒童心理學	兒	兒	兒	兒	兒
家	家庭教育	家庭教育	家	家	家	家	家
居	衣服研究	衣服研究	居	居	居	居	居
家	住居研究	住居研究	家	家	家	家	家

家政學部第二類							
主 基 專 攻 科 目				第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
化 學	物 理	數 學	英 語	國 語	英 語	國 語	英 語
三	三	三	五	二	五	三	三
三	三	三	五	二	五	三	三

政 學		食 物 研 究
家 庭 管 理 演 習	育 兒	
經 濟 及 管 理	養 老 及 看 護	
計 料	理	
一 六	三	
一 六	三	
一 五	三	二
一 四	二	三

國語學概論	英語	及主專基礎科目	國文部	學科	政家生	動植物學	家庭微生物學	微生物學
二	五	五	五	三	育兒研究	研究	研究	研究
二	五	五	五	三	食物研究	研究	研究	研究
二	三	三	三	三	養老及看護	研究	研究	研究
二	三	三	三	三	經濟及管理	研究	研究	研究
二	三	三	三	三	計理	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	料	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	計	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	學	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	政	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	家	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	生	研究	研究	研究
二	五	五	五	七	學	研究	研究	研究

國文學概論

作文修辭

國文法

現代國文學

近世國文學

中世國文學

上代國文學

漢文

支那文學史

有職故實

本邦思想史

計

一八

一〇

一八

一三

			及主 基 础 攻 科 目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	國	語		二	二		
	英	語	讀解	七	七	五	三
	英	語	文典	二	二		
	英	語	作文	二	二		
	英	語	發音	二	二		
	英	語	書讀方法	一	一		
	英	文	學會話	二	二		
	英	文	學史	二	二		
計				一七	一七	一四	一四

家政學部第三類

科

目

第一學年

第二學年

第三學年

實踐倫理

二

二

二

必修科目及基础科科目

學政家	社會統計學	社會經濟學	憲法民法	體操	哲學
經濟管理	日本思想史	社會衛生學	二	二	二
育兒看護	住居研究	衣服研究	二	二	二
		五	二	二	二
			二	二	二
			二	二	二
			二	二	二
			二	二	二

科 目		科 擇	專 題	選 擇	自 由	科 目
社	會	社會	問 頭	二	兒 童 研 究	料 理
社	會	社會	事 業	二	哲 學	哲 學
英	英 文	英 文	語 言	三	哲 學	哲 學
美	美 術	美 術	哲 學	三	哲 學	哲 學
家	家 庭 教 育	家 庭 教 育	社會	四	哲 學	哲 學
教	教 育	教 育	事 業	四	哲 學	哲 學
哲	哲 學	哲 學	實 習	四	哲 學	哲 學
宗	宗 教	宗 教	見 學	一	哲 學	哲 學
社	社會	社會	學	一	哲 學	哲 學
會	事 業	事 業	見 學	一	哲 學	哲 學
事	業	業	學	一	哲 學	哲 學
業	實 習	實 習	見 學	一	哲 學	哲 學
實	習	學	學	一	哲 學	哲 學
習				一	哲 學	哲 學
他				一	哲 學	哲 學
其				一	哲 學	哲 學

第十二條 副専攻科目及自由選択科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、教育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、料理、英語、獨逸語、佛蘭西語

以上科目は時宜に依り加除することあるべし

第十三條 開設すべき選擇科目並に其毎週學習時數は學年の始め之を掲示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十四條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ其學修時間毎週三十時間を超ゆることを得ず

第十五條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十六條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十七條 各學年の課程修了は各科目の試驗成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十八條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を參照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第十九條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考査の上特修生として入學を許可することあるべし。

第二十條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十一條 専門科に左の研究科を置く

家政學部研究科

國文學部研究科

英文學部研究科

家政學部第三類研究科

第二十二條 研究科の修業年限を當分二ヶ年とす 但家政學部第三類は一ヶ年とす

第二十三條 研究科に入學を許可する者は左の如し

- 一、本校専門科當該學部の卒業生
 - 二、第一項と同等と認めらるゝ女子専門學校卒業生
 - 三、中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者
- 第二項第三項に該當する者に對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

第二十四條 家政學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

但し當分の内第一部第二部を開設す

第一部 荷養學專攻

必修科目

生物化學(二)荷養學(二)食品化學(一)食糧品學(一)生理學(一)

選擇科目

食用生物學(一)理論化學(一)分析化學(一)治療荷養學(一)大量料理學(一)食物經濟(一)燃料問題(一)食物史
(一)食糧諸問題(一)

第二部 兒童學專攻

必修科目

遺傳學(一)比較發生學(一)小兒保育學(一)產科及小兒科學(一)兒童心理學(一)個性研究(一)家庭教育(一)

選擇科目

變態心理學(一)兒童藝術(一)少年精神檢查(一)精神保健(一)兒童保育事業(一)兒童諸問題(一)荷養學(一)

生理學(一)社會學(一)

第三部 住居問題專攻

第四部 衣服問題專攻

第五部 法制經濟專攻

第六部 社會保健專攻

第二十五條 國文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

國語學 國文學(八)支那文學(一)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(二)哲學(一)宗教哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學(一)美術史(一)
國史學(一)社會學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

英吉利語學 獨逸語學 佛蘭西語學

第二十六條 英文學部研究科の學科は左の如し(括弧内の數字は學修單位數を示す)

必修科目

英語學 英文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

歐洲(大陸)語學及文學(三)文學原理論(一)哲學(一)宗教哲學(一)心理學(二)倫理學(一)美學(一)美術史(一)
支那文學史(一)國文學史(一)國文學(一)西洋史學(一)教育學概論(一)教授法(一)

隨意科目

獨逸語學 佛蘭西語學

第二十七條 家政學部第三類研究科の學科は左の如し

兒童保護事業 感化事業 隣保事業 方面事業 救療事業 燕風事業 社會教化事業 社會教育 其他

家政學部第三類研究科を修めんとする者は特に家政學部第三類專攻選擇科目を選択すべし

第二十八條 家政學部第三類研究科に於ては第一學期に講義を課し第二學期、第三學期は實地施設との連絡を計り實際の指導に依つて社會事業家としての技術を習得せしむ

第二十九條 家政學部第三類研究科に於ては第一學期に課する講義の科目を卒へ第一、第三學期の實習を修了し提出せし論文の考查に合格したる者を以て卒業者とす

第三十條 第三十一條乃至第三十六條の規定は家政學部第三類研究科には之を適用せず

第三十一條 各學部研究科に於ては一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一単位とす

同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の単位となすことあるべし

隨意科の外國語は單位外とす

第三十二條 各學部研究科學生は每學年七單位以上の科目を學修すべし

第二十三條 第二項第三項該當者は入學後一年間實踐倫理を課す

第三十三條 各學部研究科學生は每學年の始めに於て學修科目を定め部長の許可を受くべし

第三十四條 各學部研究科の授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲示す

第三十五條 各學部研究科授業科目の修了は試験により之を認定す修了成績は甲乙丙丁の四等とし内以上を合格とす

第三十六條 各學部研究科に於ては二學年在學し必修科目及選擇科目を合せて科目十四單位以上を修了合格したるもの

のを以て卒業者とす

第三十七條 本校の諸規則は凡て之れを特修生並に各學部研究科生に適用す

附　　則

本學則は昭和八年四月一日より之れを施行す

九、寮規

- 一、本校の寮生たる者は克く本校教育の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし
- 二、上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監指導の下に於て家事の整理を習はしむ
- 三、寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし
- 四、寮生は各自其寮に定めたる諸規約を遵守すべし
- 五、本校校醫は寮の衛生を司り病ある時該之を診察し病状の輕重により相當の取扱をなすべし
- 六、寮費及食料雜費の月額左の如し寮費は毎學期、食料雜費は毎月前納とす

但時價の高低により隨時之れを増減す

普通寮費	四圓	食料及雜費	拾六圓五拾錢
折衷寮費	四圓五拾錢	食料及雜費	拾六圓五拾錢
洋風寮費	五圓及六圓	食料及雜費	拾六圓五拾錢

- 一、本校學生は自宅よりする者の外に通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
- 二、特別の事情ありて退寮の止む能はざる者に對しては父兄若しくは保證人連署を以て退寮の事由並に其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

一〇、入學志願者心得

一、入學志願者は本校要覽に掲げたる本校教育の主義方針等を熟讀し充分之れを理解せられたる上入學せられたし
 二、毎年各學部に入學せしむべき人員及び入學願書の受付期限等は本校に於て發表すると同時に官報並に東京大阪の
 重なる新聞紙に廣告すべきも詳細は直接學校に照合せられだし

三、入學志願者は本校所定の入學願書履歷書に左の書類寫眞並に検定料を添付差出さるべし（學則第二章第七條 第十九條參照）

一、在學若くは卒業せる學校長の畢業成績證明書

但この證明書は各學年各學科の評點席次を記したるものにして特に英語科に就ては其最終教科書名を（何々第
 何卷と）附記せらるゝを要す、從來往々英文學部志願者のみに英語最終教科書名を記載し他の學部志願者には
 之を省ける向あるも右は各學部志願者にも記載せられだし

二、體格検査書

三、在學若くは卒業せる學校長の人物考定書

但この考定書は性質特徴品行に關し詳細に記載したるものなるを要す

四、検定料金五圓（現金又は郵便爲替券）

五、寫眞（手札形半身臺紙なし最近半年以内に撮影せるもの）

四、入學願書には必ず左の事項を明記せられたし、入學願書・履歷書用紙は本校より交附せざるを以て第七條の様式
 に従ひ美濃紙に認められだし

一、氏名の側に片假名を附記すること

二、氏名の上に入寮又は通學と記すること

三、英文學部入學志願者は入學願書氏名の上に希望受驗地名を記すること

五、入學志願者中には往々不備の書類を提出せらるゝ向ありて之れが爲め照復に時日を費やし時には査定の間に合は

ざる等の爲め誼衝不可能となる場合尠からざるに付き手落ちなきやう總べて取揃への上差出さるやう注意ありたし

六、學校によりては證明書類を本人に交付せずして直接當校へ送付の手續を執らるゝ所もあるに依り斯かる場合は必ず願書に附箋して其旨を申出されたし若し學校に於て入學願書・履歴書及び證明書等を取纏め直接當校へ送付して下さるならば其のやうに願はるゝを双方の便利とす

七、入學願書提出後志望學部を變更せんとする方は願書受付期限内に申出られたし、又從來往々第一、第二の志望を附して願出らるゝ向少なからざるが近年は各學部とも募集人員多數の超過を見る状況にあり加ふるに誼衝に際し其學部志願者を先きにし然る後第二志願者に及ぼす關係上實際に於ては殆んど第二志願者を容るゝ餘裕なきを以て志願者は能く自己の特質、興味、境遇及び將來の目的等を考慮の上志望學部を選定せられたし

八、英文學部入學志願者に對しては學則第八章第四條に依り英語及國語の試験を課す

試験の科目及び程度は左の如し

英文和譯、英作文、國語（本年度は邦語作文のみを課す）

一、試験科目的程度は高等女學校卒業程度を標準とす

二、英作文は簡単なる英文の構造並に之に要する文法の理解と應用とを試験す

三、書取及會話は試験を課せざるも入學後直に必要なるを以て豫め相當準備し置かれたし

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ方は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたることを證する書面を添付せられたし

一〇、入學志願者の年齢は二十五歳以下にして未婚者に限る

一一、入學願書提出後病氣又は家事の都合等にて入學を取消さるゝ方並に出願後現住所を變更せられし方は遲滞なく其旨申出られたし

一二、家政學部並に國文學部入學志願者の誼衝否定は願書締切後約三週間に之を了する見込なるを以て入學の許否は凡そ三月中旬頃通知し得る豫定なり

英文學部入學學科試験の合格不合格は一月二十日頃各人に通知す

一三、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる方並に始業後一週間以上無届缺席の方は入學取消と見做し除籍す

一四、新入學生は病氣其他如何なる事故に依るも始業後一日も出席せずして一學期以上休學することを許さむ

一五、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則とせるを以て特別の事情に依り通學せらるゝ方は入學願書に詳細なる通學事由書を添付して豫め許可を受けられだし

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話 本 校牛込三、五〇〇
同 同 三、五〇一
校長宅大塚三、六一七 同 櫻
大塚三、六一七 同 枫
同 同 二、五二九
同 二、五二八

昭和十年度日本女子大學生徒募集要項

一、募 集 人 員

專 門 科

家政學部第一類

百五十名

第二類

五十名

第三類

六十名

同 國 文 學 部

五十名

英 文 學 部

二、入學願書受付期限

英 文 學 部

昭和九年十一月二十日より十二月二十日まで

家政學部第一類

同 第二類

昭和十年一月十日より二月二十八日まで

同 第三類

國文學部

注意 期限後に到達したものは受付けませんから必ず右期限内に到達するやう發送せられた

し

三、入學試験を要する學部の試験期日

専門科英文學部(學則第八章
第四條によるもの)

昭和十年一月七日

四 入學志願者は學則並に學則末尾に附せる入學志願者心得を精

讀し遺漏なきやう手續せられだし

日本女子大学史資料集 第五十八

日本女子大学校規則

〔昭和六年一一月—昭和九年〕

発行日 二〇一〇年三月四日

編集 日本女子大学成瀬記念館
発行 東京都文京区目白台二一八一
〒112-8681

電話 (03) 598-113376
印 刷 開成出版株式会社

〒101-0052 東京都千代田区
神田小川町三一二六一一四